

第3回定例会議事日程（第4号）

第1 一般質問

中里純人君

1. 照島地区のまちづくりについて

- (1) 神村学園前駅周辺まちづくり計画により駅周辺の整備が進んでいるが、その他の地区についてはどうか伺う。
- (2) 交流人口増や居住者の憩いの場として照島公園の整備（スロープ、歩道、野良猫対策）について伺う。
- (3) タラソテラピー施設について伺う。

宇都耕平君

1. 本市の民生委員制度について

- (1) 活動内容について伺う。
- (2) 委員の選任はどの様になっているか。
- (3) 待遇の改善は考えられないか。

2. 地区公民館長及び自治公民館長の位置付について

- (1) 委嘱状が交付されているか。
- (2) それぞれの権限はどこまであるか。
- (3) 公務災害補償制度は確立しているか。

平石耕二君

1. 市勢回復の為の基幹的産業の振興策について 農林水産業振興策の今後の展開について伺う。

東 勝巳君

1. 川内原発再稼働阻止、自然エネルギーへの転換について
2. 市来エネルギーセンターの裁判結果について
3. 本市のダイオキシン対策について
4. 国保税の引き下げについて
5. 本市の基幹産業、農林漁業の活性化について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

本会議第4号（9月12日）（木曜）

出席議員 18名

1番	平石耕二君	10番	西別府治君
2番	西中間義徳君	11番	楮山四夫君
3番	宇都隆雄君	12番	竹之内勉君
4番	中村敏彦君	13番	寺師和男君
5番	南竹篤己君	14番	原口政敏君
6番	中里純人君	15番	宇都耕平君
7番	枇榔秋信君	16番	福田清宏君
8番	濱田尚君	17番	東勝巳君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	平川秀孝君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	土木課長	平石英明君
副市	長	石田信一君	生活環境課長	住廣和信君
教	長	山下卓朗君	福祉課長	東浩二君
育	長	前屋謙三君	まちづくり防災課長	久木野親志君
総務課	長	田中和幸君	税務課長	下迫田久男君
政策課	長	中屋謙治君	水産商工観光課長	中村昭一郎君
財政課	長	臼井喜宣君	農政課長	満菌健士郎君
教委総務課	長	吉田裕史君	農政課長	川畑司君
市来支所	長	深山龍朗君	産業経済課長	所崎重夫君
消防	長		健康増進課長	

平成25年9月12日午前10時00分開議

△開 議

○副議長（東 育代君） 議長が急用のため欠席しておりますので、議長にかわりまして議長職を務めます。

これから本日の会議を開きます。

△一般質問

○副議長（東 育代君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、中里純人議員の発言を許します。

[6番中里純人君登壇]

○6番（中里純人君） おはようございます。

私は、さきに通告いたしました照島地区のまちづくりについて質問いたします。

平成22年3月、神村学園前駅が開業いたしました。翌23年には神村学園前駅周辺まちづくり計画が策定され、国道3号線の拡幅による歩道の整備、ごもんちゃんラーメン横のガード拡幅や海瀬橋の架け替えなど計画に沿って整備が進められ、駅の東側一帯の開発や商業施設の集積、子育て団地など駅周辺のにぎわいが創出されようとしています。

今回は駅周辺まちづくり計画区域内の居住ゾーンとして区分けしてあるいちき串木野警察署から長崎町までの西側地域について伺うものです。

この区域では、ほとんどが住宅地ですが、串木野高校のほかさのさ荘、長崎鼻公園、なぎさ公園、フィッシャリーナ、照島公園から照島海岸へと、観光、レクリエーション施設があり、島平漁協の照島海の駅、海の駅食堂は多くの利用客でにぎわっています。第1次総合計画では、海洋活力ゾーンとして位置づけられている海岸線を含めたこの西側地域の整備の現状について伺います。

以上で、ここでの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 中里純人議員の御質問にお答えいたします。

まちづくり計画では主に神村学園前駅の周辺を中心として、土地利用方針や道路等の施設整備計画を策定いたしました。土地利用方針では、国道3号沿線で新たな店舗が開業しているほか、昨年までで酔之尾、別府、八房、ひばりが丘といった駅の徒歩圏で26件の住宅が新築されるなど、おおむね方針に沿った利用がなされております。

幹線道路の整備については、計画に沿って別府上名線のガード下の改良や海瀬橋、また通学路でもある3号線の歩道拡幅をまずは進めている状況であります。警察署から西側におきましては、酔之尾交差点から照島神社への県道、酔之尾大人跡線についての拡幅要望のほか、市道島平野元線のバリアフリー化など地区内の市道整備を進めてきているところであります。

また、昨年実施しました通学路安全点検を踏まえて、金子病院付近のカラー舗装を県のほうで施工していただいたところであり、今後ゾーン30の検討のほか、市道別府島平線などの地区内の市道整備について、年次的に進めていきたいと考えております。

○6番（中里純人君） まちづくり計画によりますと、都市計画道路につきましては拡幅整備方法について検討すると実現方策が述べられていますが、私は6月議会で、照島海の駅から旧新川石油に至る島平野元線の歩道整備について質問いたしました。

答弁では、拡幅は困難でありゾーン30と一体的に検討するとのことでした。ゾーン30につきましては、京都府長岡市で発生しました集団登校中の児童の交通事故などをきっかけに、鹿児島県警と道路管理者が連携して設置を進めていますが、県警の今後の設置予定はどのような状況なのか、須賀歩道橋から照島東公園に至る都心島平線についてはどのようなか伺います。

私は島平野元線、都心島平線の間をゾーン30エリアとして整備してはいかかと思いますが、伺います。

○市長（田畑誠一君） 県公安委員会が、平成26年度から計画している照島地区のゾーン30に伴いまして、市といたしましても歩道のバリアフリー化や交通安全対策を考慮しまして、地域の方々、警察、行

政が一体となり協議をしながら、どのような形が望ましいのか、市道交通安全という面も考慮しながら市道の整備について検討してまいりたいと考えております。

○土木課長（平石英明君） 市長の答弁に補足説明いたします。

県内では日置市、伊佐市、霧島市、曾於市、奄美市の5カ所が平成24年度に実施しております。28年度には全体で44カ所が計画されているところでございます。

○6番（中里純人君） ゾーン30での検討をするという答弁でございますが、時速30キロメートルの速度制限で中央線をなくして歩道を確保し、路線バス等の通行もあるところでございます。大型車両など交通安全対策にも効果があるようですので、ぜひ検討を進めていただきたいものであります。

次に、駅周辺とそれ以外の西側地域の人口について5年前と比較して調べてみました。

人口の減少率ではほぼ変わりませんが、西側地域では児童数が増加しています。塩屋町公民館においては、人口、児童とも著しく減少しています。照島下公民館の人口は変わらないものの、高齢化率が高くなっています。海沿いの公民館に人口の減少が見られ、高齢化率も高くなっています。本市の高齢化率の平均は30.83%ですが、屋敷公民館が51.28%、崎下手公民館38.38%、須賀公民館では46.34%、田中中村公民館が50.54%といずれも高い比率になっています。限界集落と呼ばれます65歳が50%を超える限界公民館が出現しております。

農山村のみならず住宅密集地におきましても、今述べましたように、著しく高齢化が進む公民館、人口減少により運営の困難な公民館が出現しています。これはこの地域だけではなく、全市的な問題でもあるわけですが、公民館の存続、統合について行政としてどのように取り組んでいかれるのか伺います。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 公民館の統廃合の件だと思いますけれども、過去にもそういう事例がございました。その場合は世帯数が5戸程度で公民館の維持ができないということで、隣の公民館に御相談されまして、そして公民館同士が話

をして合併したという経緯がございます。

今後、世帯数が減ったり高齢化が進みますと、やはりそういう事態が今後も考えられます。そういうときは、やっぱり公民館は自主的な組織でございますので、公民館同士が話をされて、より公民館運営がスムーズにいくような、そういう協議をですね、公民館同士でしていただくのが基本かと考えております。

○6番（中里純人君） 照島地区でもまちづくり協議会が4月25日に設立されまして、事業計画も示されました。まちづくり計画は今後、決定されていくこととなりますが、構成する公民館の存続等については重要な課題だと思います。今後ますます増加すると思われる限界公民館の統合について、十分な協議が必要と思っております。

次に、交流人口増や居住者の憩いの場として照島公園の整備について伺います。

照島公園は散策に訪れる方も多く、魚釣りの絶好のポイントとして知られていますが、かつては地域居住者の憩いの場として大勢の人が集まり、でばいと称する花見宴会が開かれ、大いに親睦を深めたものです。

その後、猿と鹿が飼育され、鹿と猿の島として観光客でにぎわい、鹿の角切りが風物詩としてテレビでも放映されているような状況でありましたが、管理者が亡くなり、阿久根大島などに移されました。その後、跡地に公園として遊具を設置し、海沿いの遊歩道が整備されました。自然を活かした観光客や地域の皆様の憩いの島として親しまれてきたわけがあります。先ほど述べました、海の駅や海の駅食堂には市内外から多くの集客がありまして、照島公園を散策したり、先端にあります竜があごに竜の玉を抱いてうずくまっているように見える驪龍巖横の東屋では、海の駅で購入したお弁当を開き、湾曲した吹上砂丘から野間崎を眺望する方も多くいらっしゃいます。

また、秦の始皇帝の命を受け、不老不死の妙薬を求めて、方士徐福が上陸されたといわれる場所には秦の波止と言われている船着き場があり、ここからは冠岳を望めます。自然景観や徐福伝説と薩

摩焼陶工の上陸の地など、この島には観光資源がいっぱいあります。

本市の観光施策において、この島についてはどのような見解か伺います。

○水産商工観光課長（中村昭一郎君） 照島についての観光の施策ですが、照島海岸等も含めまして、今、議員が言われましたいろんな資源を活用して、また新しい海の駅食堂とか、それから観光案内所においても照島お散歩マップ等、こういったもので広く紹介しているところであります。

以上です。

○6番（中里純人君） 地元の皆様や訪れた方からお聞きするのが、1、神社に至る階段が急で高齢者にはきつい。スロープは設置できないのか。2、先端の東屋までの通路が暗いトンネル状態で倒木が横たわっている。明るく整備できないか。3、野良猫が多い。猫のふんを踏みつけて憤慨した。などです。

以上3点について現状をどのように認識されているのか、また対策についてもあわせてお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 照島公園の整備につきまして、3項目ほどお尋ねであります。

まず一つ目のスロープの改修についてであります。このスロープは祭りのときの馬専用道路として整備されたもので、神社参拝用の通路としては鳥居からの階段が設置されております。しかし、階段では高齢者の方には難儀であるとお聞きをしていることから、このスロープを含めて歩行者が利用しやすい通路ができるように手すりの設置など検討をしております。

二つ目の神社から東屋までの歩道の草払い等、維持管理については年間数回の作業を行っておりますが、枯れ木が通行の妨げになっているところがございますので撤去したところであります。また、低木や草払いについては、これからも通行に支障のないよう管理をしております。

三つ目の照島神社周辺の野良猫対策についてであります。市へもたびたび苦情があり、既に動物の虐待、遺棄の禁止、看板を設置したり、野良猫に餌を与えないように保健所と協力しながら何度も指導を行っております。

照島神社は先ほどお述べになりましたとおり、由緒ある地であります。県立自然公園でもありますので、県や地域地権者の協力も仰ぎながら、引き続き良好な景観維持に努めてまいりたいと考えております。

○6番（中里純人君） 答弁がありました。

スロープにつきましては、馬踊りのスロープを利用して手すり等設置してみたいということです。

次に、通路の整備については年数回行っていらっしゃるのですが、倒木は現在取り除かれているようですが、松以外の低木が頭上まで茂っておりまして、伐採してもすぐ茂って暗くなります。この際、思い切った伐採をするのか、されないのであれば定期的な枝払いが必要と考えられますが、再度答弁願います。

○土木課長（平石英明君） 低木につきましては、その都度、枝払いをしていきたいと考えております。以上です。

○6番（中里純人君） ぜひ定期的に伐採をお願いしたいと思います。

3番目の野良猫対策については、看板等設置して指導しているとのことですが、私は子猫3匹を含め20匹以上を確認しております。ここに写真を準備しましたので、ごらんいただきたいのですが。

ごらんのように公園の中ほどに、低木の中にブルーシートで1メートル四方の猫ハウスをつくっているわけです。その周りには立ち入り禁止のロープも張り巡らされておりまして、周囲にはキャットフードの袋が散乱しています。かわいそうだからという猫好きの方の気持ちは理解するわけですが、野良猫をこれ以上増やさないように餌をやらないでほしいのです。

先ほど保健所からのお願いとかいう看板を立ててあるということでしたが、私も近くにあるその保健所の、伊集院保健所からのお願いという1枚の張り紙を読みました。紹介いたしますと、「餌をあげるだけでふん尿の世話をしないのは無責任な行動です。1、きちんと飼い、ご近所に迷惑をかけない。2、猫の安全と健康のために室内で飼うように努めましょう。3、室内で飼うことができな

いときは不妊等に努めましょう。」と書いてありますが、これは飼い猫に対するお願いで、ここ照島の野良猫に対する対策にはなっていないのです。ほんとうに形式的な対策であります。この餌やりの方と住民とのトラブルも発生していることから、指導の徹底をお願いしたいものです。

再度、答弁を求めます。

○生活環境課長（住廣和信君） 野良猫の件につきましてですが、市の職員も保健所と協力をしまして、餌を与えていらっしゃる方に再三お願いをしているわけなんです、本人さんの言い分からしますと、猫を捨てる方が悪いんであって、捨てられた猫はかわいそうということから私が餌をやっているんだというような論法なわけでありまして、それでは抜本的な解決にならないということで、餌を与えることによってまたそういう不幸な猫が増えていくんですよということで説得をしているわけなんですけれども、なかなか聞き入れてもらえないところであります。

これからも保健所、それから県の自然保護課、先ほど市長からありましたように、自然公園内ですの自然保護課等とも協議しながら、対策を立てていきたいというふうに考えていきたいと思っております。

以上です。

○6番（中里純人君） 市内の各地で猫に関する苦情やトラブルは多いようでございます。人と飼い主のいない猫が共生する有効な手段として、地域猫活動が注目されていますが、本市での取り組みはどのような状況なのか伺います。

○生活環境課長（住廣和信君） 地域猫につきましては、今現在、鹿児島市のほうで実際にされているようではありますが、市内におきましてはまだそういった取り組みまではなされていないところであります。

以上です。

○6番（中里純人君） この活動に対しまして住民の理解が得られないとどうもうまくいかないようでございます。今後の課題として、先進地の事例等を参考に組みこんでいただきたいと思います。

次に、タラソテラピー施設について伺います。

先月、奄美市の女性の方と話をすることがありました。その方は保育士の仕事をされていて、腰と膝が痛く、歩行がやっとの状態で、病院に通うものなかなか状態がよくならなかったそうです。知人からタラソテラピー施設を勧められ、温めた海水プールでの歩行浴をすることで、駆け足もできるまで回復されたそうです。

利用されている方は介護や運転手などさまざま、筋骨格系など職業による疾病の改善のほか、うつ改善、生活習慣病の予防にも大いに役立つことから、島内のほかの市町村ではタラソテラピー利用補助制度を設け、利用者をバス送迎して健康増進活動を実施しているそうです。

私は以前より政務調査で数カ所の施設を見学し、タラソテラピーの健康増進や医療費削減の効果をもとに施設の整備を提言してまいりましたが、海洋活力ゾーンの海を活かしたまちづくりとして、フィッシャリーナあたりに照島地域活性化の核になるタラソテラピー施設の検討はできないのか伺います。

○市長（田畑誠一君） タラソテラピーの施設についてであります。

タラソテラピーを活用した健康づくりは、今、お述べになりましたとおり、先進地において、医療費削減に効果が見られると報告されているところであります。タラソテラピーは海水を含め、海の持つ治療効果を十分に活かすような設備を整えなければならないことや、専門的な資格を持ったスタッフが必要なことなどから、十数億円の建設費や多額な施設維持・運営費が見込まれます。健康づくりにおいてタラソテラピーの効能は評価しているところではあります、多額な予算を必要とするため、現段階では施設建設は難しいと考えております。

いずれにいたしましても、健康づくりによる医療費抑制につきましては、全庁体制及び市民全体で取り組まなければならないものと考えております。

○6番（中里純人君） タラソテラピーの健康増進効果については十分認識されているということでございますが、医療費の削減効果について伺いますが、今、お述べになりましたように建設費が10億円ほど

かかるとのことでございます。

私は平成18年の第5回定例会で紹介いたしました
が、熊本県の上天草市のタラソテラピー施設では1
年間で1人10万円の医療費が削減でき、合併により
青森県の五所川原市となった北津軽郡市浦村では、
当時人口3,000人で4年間で約1億2,000万円の医療
費が削減できたそうでございます。

先ほどの奄美市では、3カ月間で24回以上利用さ
れている78名の方を調査し、利用前に比べ38.7%の
医療費が削減できたそうです。

沖永良部では鹿児島大学との調査で、月に10回以
上の利用者36名で、1人当たりの平均医療費が42万
5,259円あったものが21万1,605円へと、21万3,654
円、50.2%の減額とのことです。

本市の医療費は年間36億2,900万円、1人当たり
45万5,000円でございます。単純に計算してみまし
たが、400名の継続利用者で40%の削減効果として
年間7,280万円。13年余りで施設費用10億円に充当
できる計算でございます。

医療費削減と建設について再度見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 今、タラソテラピーを活用
した医療費の削減効果の実態というのを、いろいろ
なところを詳査なさってお述べになられました。

子供のころですけれども、私どもは夏になります
と、正式な病名は私は知りませんが、我々の子供の
ころはあせもと一言いっただけですが、あせもが夏に
なりますとみんな出る。出てきたら祖母から、海へ
行って浴びてこいと、そうしたら治るからと言われて
て、海へ行ったものであります。ほんとうに海へ行
ったらかかれてしまう、なくなってしまう、治ってし
まいます。だから、そういったこと等を考え合わせ
ましても、海というものが、海水というのがいかに
体に健康であるかということは、今、お述べになら
れたとおりであります。今、詳しい、実際の医療費
削減につながる実態をお話をいただきまして、私も
初めて、それほど効果があるのかなと感心し、改め
て意識を持ち直したところであります。

そういったことで、海というのは、海水というの
は健康づくりにとても役に立つ。そしてまた、海を
活かした観光振興ということにも、やはりつながる

と思います。ただ、現時点で、その効果は重々、説
明なさったとおりよくわかっておりますが、建設と
なりますと、少なくとも十数億円という建設費がか
かるということで、現時点では困難だというふう
に考えております。ただ、力説をしておられますと
おり、海の効果、海水の効果というのは十分踏まえて
おるつもりであります。

○6番（中里純人君） 現時点では困難とのこと
でございますが、愛知県の蒲郡市にタラソテラピー施
設、タルゴラグーナという施設がございますが、こ
こが40歳前後からシニア世代の男女の健康法に再注
目されているという記事がありました。施設の近く
にはお魚市場がありまして、海産物の店や海鮮丼や
すしを販売しています。堤防がウォーキングストリ
ートとなり、11月末から目の前のヨットハーバーが
イルミネーションで輝くそうです。

照島海の駅のお魚市場、食堂の海鮮丼、照島海岸の
ウォーキングコース、フィッシャリーナになぎさ公
園のイルミネーションなど、ここ照島とロケーショ
ンがぴったりなんです。

今回の質問は、この施設を調査する中で、このよ
うに提案するに至ったわけでございますが、上天草
市の、先ほど述べました複合施設スパタラソ天草は、
年間25万人の集客があるとお聞きしております。本
市でも海を活かしたまちづくりはできないものか、
今後も研究していきたいと思っております。

以上で、全ての質問を終わります。

○副議長（東 育代君） 次に、宇都耕平議員の発
言を許します。

[15番宇都耕平君登壇]

○15番（宇都耕平君） おはようございます。

私は通告に従い、2件のことに対して質問いたし
ます。

まず壇上では、本市の民生委員制度についてで
ございます。

民生委員・児童委員の皆様方には崇高な精神のも
とにボランティアで活動されております。民生委
員・児童委員の方々には頭の下がる思いでございま
す。また、継続して何期も活動されているの方々には、
心から敬意を表したいと思っております。

本年度は全国一斉の改選の年となっております。本市の民生委員・児童委員の制度について、これから市長に対して質問したいと思います。

これで壇上からの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 宇都耕平議員の御質問にお答えいたします。

民生委員の活動内容についてであります。民生委員・児童委員及び主任児童委員は、本年度一斉改選の年となっており、12月から3年間の任期が始まることとなります。民生委員は民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員となり、社会福祉の増進のために地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・支援活動を行っていただいております。

具体的には、高齢者や障害のある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関するさまざまな相談を受け、支援を行い、高齢者や障害者のいる世帯、児童、妊産婦、母子家庭などの家庭訪問などによる実態把握や福祉サービスなどの情報提供及び見守り活動をしていただいております。

○15番（宇都耕平君） 活動内容を列挙されて、今、市長が説明されたんですけれども、ここに私も公民館長が今度全国一斉改選になるということで、誰かおいやれんのかいと。各公民館ごとに、大きなところは各ところで1人、小さなところは広域にわたり2公民館ないし3公民館と、旧市来町はそういう形で。串木野も大きいところも小さいところもあると思うんですけれども。それを私は2番目の質問も流れとしては関連があると思うんですけれども、それぞれの形で公民館長に選任、推薦依頼ですか、お願いごとが来て、公民館長は本当に二つにまたがった形であれば、公民館、お互い密に連絡をとればいいんですけれどもなかなかうまくいかなかったり、交代のときも、今の時代では本当にボランティア精神を持った方々が非常に、私も含めてですけれども、ドライな人間が増えまして、なかなか難しいというようなことで、公民館長も苦慮されているわけですね。

そこで、そういう形になるんですけれども、執行

側のほうにはそういう声は届いていないものかですね、そういうときはどのような形で指導されるのか伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 今、実態につきまして、公民館長の皆さん方の苦悩といえますか、そういったことをお述べになられました。そういうことは、十分大変であられるということは、私も考えております。

この民生委員の制度というのは、昭和23年に法が施行をされておりますが、現在で65年経過をしておりますが、この間制度の改正は行われず、一方では社会情勢が変化し、さまざまな問題が発生しております。したがって、宇都耕平議員がお述べになりましたとおり、公民館長さん方の苦悩がほんとうによくわかるような気がいたします。

母子家庭の増加や高齢化と核家族化の進展、これに対する各種サービスの構築が図られるなど、民生委員が地域において果たす役割というのは、ますます増大をしてきているわけでありまして。だからまた苦勞されるんであります。したがって、今後においても、特にひとり暮らしの高齢者等の増加などにより、難しい事案も増えることが予想をされます。このため、県民生委員・児童委員協議会においては、新任研修や中堅研修などが開催をされ、市民生委員・児童委員協議会においてもサービス事業の制度研修などを行い、民生委員としての取り組み方や知識の向上を図っているところであります。

なお、民生委員の方々には、ボランティア的な活動として地域のために献身的に取り組んでいただいていることに対しまして、大変ありがたいと、感謝の気持ちでいっぱいであるところであります。

○15番（宇都耕平君） 市長もなかなか答弁に苦勞されていると思うんですね。とにかく、公民館に依頼され、私もこの写しをもらって見ると、これを公民館長が見るとですね、まして今度は人選が、選任が推薦になるときは、このように民生委員・児童委員の職務とか、民生委員法第14条とかこういうのを見て、いけんじゃんそかいとお願いすることになればですね、今度はやってもいいという気持ちを持っている人たちもおられると思うんですね。ボラ

ンティアの精神は、みんなにこのごろは大分普及してきた感じなんです。しかし、こういうのを見るとやはり腰が引けるような。我々議員は自分たちから手を挙げて立候補して頑張りますということなんですけれども、なかなかこういうことはですね、本当に大変だと思うんですよ。そこを内容的にも関係の課長なり行って説明をされているものか。公民館長としても大分理解に苦しむと思うんですけれども、そこらはどんなふうに説明をされておりますか、伺いたいと思います。

○福祉課長（東 浩二君） 議員仰せのとおりですね、一つの公民館から一人を選出されるというようなどころについてはですね、ある程度順調に選出がされてきているようでございます。ただ、複数の公民館から一人をとということになってきますと、その公民館の間での取り決め、あるいは申し合わせというようなものがあるところもありまして、3年ごとに委員を交代するとか、あるいは公民館で3年ごとに回されるというようなどころもあらわれて、その中には小さな公民館とかですね、また人材がなかなか見つからないとか、そういうようなこともありまして、大変御苦勞をされていらっしゃるという状況でございます。そういう相談も福祉課のほうには入ってきております。

そういうところにつきましては、私ども福祉課のほうで公民館と連携を取りながら、一緒に基本的に委員に適任と言われるような方のところに行きまして、実際の活動の内容であったり、報酬といいますか活動費ですね、そういったようなものも含めまして、いろいろ説明もさせていただいているというようなどころでございます。

○15番（宇都耕平君） 本当に関係課のほうでですね、内容を詳細に説明をして納得してもらって快く受けてもらうと、そういう形でそれぞれのまたボランティア精神を持って継続して仕事をしてもらうというのが一番の理想だと思っております。

ところで、7月31日に提出期限という形で各公民館に依頼がされているわけですね。今のところ、私は旧市来町のところをずっと回って調べたんですけども、約半分以上が旧市来町は今度はもう交代

の形なんです。その中でまだ決まっていなかったか、特に川上地区はですね、一生懸命頑張って少ない人数で全体エリアを分担してされているようでございます。非常に苦勞されておられると思うんですけれども、今どのくらい、大体提出されて決まっているような経緯ですかね。そこを伺います。

○市長（田畑誠一君） 今回、92名の方々が一斉改選になられるわけでありますが、その中で継続される方が49名、交代される方が43名であります。交代される43名の退任される理由であります、75歳到達の方が9人、本人の体調不良が7人、家族の病気が7人、家庭の事情が6人、3年間という約束だったが3人、本業が忙しくなった方が3人などあります。また、10年以上経験された方がやめられる地域は11カ所あります。理由は、年齢要件の75歳を上げる方が3人で、その他本人や家族の病気などでやめられる方が多いようであります。

○福祉課長（東 浩二君） 今回、改選をされます92名のうち、主任児童委員が5名、この方はもう既に決まっております。そのほか民生委員・児童委員、これが87名でございますが、現在のところ81名が決まっております、6人が決まっていないというような状況でございます。

串木野地区のほうは3人、そして市来地区のほうは3人というように内訳になっているところでございます。

○15番（宇都耕平君） 約6地区の6名が両方、市来、串木野それぞれ決まっていないということですが、なかなか本当に大変だと思うんですよ。その中で男性女性という形があると思うんですけれどもどっちが、恐らく見ると女性のほうが多いと思うんですけれども、その振り分けはどんな形になっておりますか。

○福祉課長（東 浩二君） 今回の改選に当たっては、まだ集計が上がっておりませんが、民生委員はできるだけ女性のほうが相談に行きやすいという状況でございます。そういった中では女性のほうがかなり多いということでございます。具体的な人数はまだ集計が上がっておりません。

○15番（宇都耕平君） 関係課とお互い各公民館担

当の方々と話し合いをされて人選を急いで、11月30日が期限だそうですので、ちゃんとしていただきたいと思うんですけれども。

次の3番目に入りたいと思います。

ここに掲げたんですけれども、待遇の改善は考えられないかということなんですけれども。そのことについて市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 民生委員の方々の待遇についてであります。

民生委員の皆さんの身分につきましては非常勤の地方公務員であります。報酬については、ボランティアとしての活動をしていただいております、支給はされておられません。しかしながら、活動に必要な交通費や通信費、研修参加費などの活動費として月額1万700円と県からの補助金、年額5万8,200円を支給しており、年額で約19万円となっております。

○15番（宇都耕平君） 平均すると、12で割ると約2万円にならないですよ。その中で先ほど市長もおっしゃったように、車代、ガソリン代のような感じですね。先ほど私も冒頭で言いましたように、崇高な精神のもとに、ボランティア精神のもとにやっておられる、それが一番だと思うんです。我々もそれを目指さなければ、世の中回っていかないと、それは百も承知なんです。ですけれども、こういうふうにいると人選に苦労し、なり手もなく、まして今度は輪番制のような形になって、希薄な形になればですね、この奉仕の精神ちゆうのは失われていくと思うんですよ。であれば、その裏づけとしてはですね、やはり対価。

我々も議員報酬として、活動してもらっているわけです。皆さんも執行側もそういう形で自分の精神のもとに公務員として全体の奉仕者として頑張って、その対価してもらっているわけですよ。余りにも私はびっくりしてですね。これは少ないなと感じるんですけど、市長はどのような見解でございますか。

○市長（田畑誠一君） 先ほどからお述べになっておられますとおり、社会全体の中で目指す社会像と申しますか、一人ひとりの心構えと申しますか、これが崇高な民生委員の皆さん方のボランティア精神、お姿だと思っております。かつて、福沢諭吉さんと

か偉い方が言われた句がありますけれども、まさにそのとおりだと思いますが、今現在の状況を見ますと、市単独活動費の19市の状況を申し上げますと、年額2万4,000円から20万4,000円となっております。本市の13万2,000円は、今のところでは19市の中で上位から3番目に位置しているようであります。この待遇の改善につきましては、5月に行われました本市の民生委員会と県議会環境厚生委員会との意見交換会において、県活動費補助金の増額を要望したところであります。県でもこのことについては認識しており、国に対して財源となる交付税措置の改善等について引き続き要望を行っているところであります。

○15番（宇都耕平君） それぞれやはり認識されて改善への方向に向かっていると。ぜひそういう形で力を入れていただきたいと思います。というのが、旧市来町時代は、合併する前は、旧串木野市はそれだけ広域だったかもしれませんが、人数も多かったかもしれませんが、合併した時点では旧市来町のほうが少し高かったんですよ。串木野に合わせたという経緯だそうです。

いろんな同僚議員や皆さんもおっしゃるように、合併というのは、サービスは厚く、それぞれの負担は軽くという精神のもとに、よかこっじゃということで合併したはずなんです。まして一市一町、非常にコンパクトで小回りがきく、いちき串木野市になったわけですよ。であればあるほど、そういうのは、私はいつも口を酸っぱくして言いますが、いいことはいいほうに合わせるように、悪かとは捨ててよかほうに合わす、串木野のいいところがあったら、串木野のほうに合わすという、その精神は、市長忘れずに、執行側も。我々もそういうこと言いますが、そのもとに頑張りたいと私は感ずるわけです。

そこで、民生委員・児童委員になられた方で、それぞれ一緒につき合って対応されている中で、その方が亡くなられたり、そういう中でもですね、やはりそれが義理張いで、いいことですよ。人間の一番のもとです。そういう精神があるから、日本は成り立っていると思っております。おもてなしの心とい

うことでオリンピックも決まったような感じでございますので、その中でそれぞれの委員の方のつき合いの中で、死なれたら自腹で香典をやるとか。経費ということではないわけですよね。それは、あると思うんです、そういう形で。そしてまた、けがをしたりすれば見舞いに行かんなすまんと。わたしはずっと旧市来町だけでしたけれども、回って本音を聞いてきました。代弁者として私に言わせてください。

そういうこともあるものですから、先ほど交付税、活動費の件で国県にも申し込んでいると。それを強く要望していただきたいと思いますが、市長、もう1回その件を答弁していただきたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 先ほどから力説をしております、まさに世の中のあるべき姿といたしますか、最も希求してやまない精神、それが民生委員の皆さん方、消防の皆さんもそうであります、全てを通したボランティア精神だと思えます。しかしながら、昨今こういった、例えば自動車社会とかですね、こういう時代の中では実際に実費も伴うわけでありますから、やはりそういった点は配慮して、本当に活動しやすい、そういった形で環境を整えて、当然ですけれども、差し上げることが、民生委員の皆さん方に支援を求める、指導を求める、助けを求める市民の皆さんのために、結果として目的に一番沿うことでもありますので、県等を通しまして、これからも待遇の改善は要望してまいりたいと思います。

○15番（宇都耕平君） では、2番目の質問に移ります。

これも流れとしては関連といえば関連なんですけれども、今現在は、まちづくり協議会会長というような形に地区公民館長はなっておられます。及び自治公民館長の位置づけについてということで、市長に伺いますけれども。

旧市来町ではですね、町長から自治公民館長並びに、その当時は地区公民館長とっておりましたので、にはちゃんと辞令交付されてですね、広報等の配布、公金取り扱い等の仕事をされておりました。合併後は、流れとして行政嘱託員制度が導入され、自治公民館はかつてのような仕事をするとはなくなっただけなんですけれども、それでも、今この流れで言

いましたけれども、民生委員の選任、推薦など行政からのさまざまな依頼が来るわけですよね。公民館長に対してはですね。そういう形で依頼されるわけですが、公務の片棒を担いでいるというふうには感じております。そういう中ではですね、であれば、辞令を渡してもらってですね、先ほどをまた繰り返すようですけども、旧市来町のいいところはお互いまねをしてやればいけないかというのをお願いしたけれども、依頼すべきと考えますけども。

現在、まちづくり協議会長、地区館長ですけども、及び自主公民館長への市からの委嘱状が交付されているものか、そこをまず聞いて質問いたします。

○市長（田畑誠一君） 委嘱状の交付についてであります。

現在、自治公民館長やまちづくり協議会長に民生委員や不法投棄監視委員の推薦等をお願いしておりますが、これらについては地域のまちづくりに深くかかわることであり、行政が選定する前に、地域の実情をよく承知しておいで自治公民館長やまちづくり協議会長に推薦をいただき、地元の意向をお聞きしながら選定をしていくことが望ましいと考え、市長名の公文書をお願いしているところであります。

○15番（宇都耕平君） 公文書という形をお願いをしていると。その公文書の効力、それに伴う公民館、受ける側の責任、責務というのは、私はそこを言いたいものですから、ただ公文書として渡しているということですけども、委嘱上、そういうのはしてないということですか、市長。

○市長（田畑誠一君） 行政からのさまざまな依頼事項につきましては、現在、市長名の公文書をお願いしているところでありますが、今後まちづくり協議会に権限、財源を移譲していく仕組みづくりを進める中で、どのような形がいいのか市公連の方々と協議しながら研究してまいりたいと考えております。

○15番（宇都耕平君） それでは、前向きな答弁をいただいておりますけれども、それぞれの権限、それがどこまであるかということで、ちょっと私も

文章としてまとめて質問したいと思います。

自治公民館長並びにまちづくり協議会長の立場と責務権限についてですね、本市は145の自治公民館があって、住民にとって最も身近な集落単位の組織で自治公民館はあると思うんですね。かつて旧市来町時代は、年度当初の、先ほどのまた繰り返しになりますけれども、自治公民館長の総会において、館長としての辞令と役場業務を依頼されて、館長として自覚とその責任の重さを認識したものであります。私も公民館長をしたことがありますのでですね、そういうときにはやっぱり緊張いたしました。しかし、現在は、5月に市では、市地区公民館連絡協議会主催による自治公民館等研修会が開催されまして、市長も来賓として挨拶を述べられております。今の形はですね。市公連としては6月議会において、市自治基本条例が原案可決されましたですね。そして平成26年7月1日施行ですよ。間違っておればあれなんですけど、となっておるはずですよ。この中に、第20条まちづくり協議会の要件及び設置に関する項目があり、認知されてきたと思われま。一方、自治公民館は社会教育法第42条です。公民館類似施設として支援することになっております。つまり、地域の自治組織による自治活動であることを示しているわけです。

そこで、この自治公民館長に対して、さまざまな行政、そして社協から、先ほど言いましたいろんなところからの依頼事項があるわけですよ。特に本年は、先ほどおっしゃったように、いろんなことでのいろんな問題をまた抱えて、それを公民館長さんはクリアしていかなければならない責務を持っておられます。もちろん、いろんなことに関しても、公民館長の仕事もですよ、1年交代になっているところも多くなっております。その中で、公民館長ですよ、立場と責任、どこに権限根拠があるのかということをお市長に問いかけてみたいんですけれども。身近な日常の世話活動、民生委員も大変ですけども、公民館長も非常に大変だと思っております。だからこういう質問をしているわけです。

少子高齢化、人口の減、核家族、独居老人や地域のつながりの希薄化ですよ、そういうのがあって、

これから市としては共生協働のまちづくりでまちづくり協議会を設立して、それに移行したいと先ほど市長も前向きな答弁をされていましたが。

以上のような急激な社会の変革に伴い、地域活動の実践の場である自治公民館の果たす役割は大きなものがあると思います。地域づくりの拠点としての自治公民館のリーダーとして、館長の責務権限等が曖昧であると私は今感じているわけです。先ほど公文書でという形をおっしゃったものですから。一番大事なことが明確でないのではないかと感じるんですけど、市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） まちづくり、市の発展、振興というのは、これはそれぞれ144の公民館の皆さん、その皆さん方の相乗の和だと思っております。最もそういった面で第一線で一番御苦労なさっていると、地域のまとめ役として大変な御苦労をしておられることは、よく私も承知をしているつもりであります。

その権限についてでありますけれども、自治公民館は地域住民の自主的な意思に基づく、最も身近な組織であります。また、まちづくり協議会は、自治公民館や各種団体などが連携し、地域課題を話し合い、解決に向けて対応するために設置された組織として、その権能も含め自治基本条例に位置づけられております。その代表者である自治公民館長及びまちづくり協議会長の権限については、市が定めるものではなく、それぞれの組織の規約等に基づくものと考えております。

○15番（宇都耕平君） それはわかるんですよ。であるがゆえに、その形として市からのいろんな依頼、そういうのを受けてまちづくり協議会が今度は発足して動くわけです。その中で、旧市来町のそういう形で委嘱状をもらい、その形でそれぞれの権限を与えてもらって公民館長並びにいろんな役所の方々が責任を持って行動されてきました。そういう形にできないものか、今回はそういうのをいろいろと内容を考えて質問をしているわけですけれども。

自治公民館条例の中で動くんだという市長の答弁でございますけれども、一歩踏み込んだ、先ほどまちづくり協議会のもとに動かしてみたいというよう

な話でも市長はおっしゃったわけですが、そういう形になっていくわけですかね。そこをもう1回伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 行政からのさまざまな依頼事項につきましては、現在、市長名の公文書でお願いをしておるところであります。今後、まちづくり協議会に、全市結成していただきましたので、今後、まちづくり協議会に権限、財源を移譲していく仕組みづくりを進める中で、どのような形がいいのか、主役であられる市公連の方々と十分協議しながら研究をしてまいりたいと考えております。

○15番（宇都耕平君） ぜひ、そういう形で動いていただいて、形としてそうなれば、私としては行政嘱託員制度の件はなくしてもいいのではないかと私は感じるわけです。そういう権限をまちづくり協議会長並びに自治公民館長のほうに与えていただければですね。行政嘱託員は準公務員ですよ。その中で守秘義務がちゃんとあると。そういうことを公民館長並びにまちづくり協議会長にも委嘱状を渡し、そういう形でしていけば、各代表になられた方もちゃんと責任を持って、各代表になられた方もですね、守秘義務と、こういうのがありますよとちゃんと条例文言をつけ加えればですね、それなりの責任を持って行動もされると思うんですよ。悪いことしようと思えば、悪知恵がみんなあれば、そういう形でいろんなことはするわけです。しかし、それは信頼関係ですね、そういう委嘱状、そういうのを渡せばそれなりに責任を持って。公民館長にそれぞれなられた方は責任を持っていると頑張っておられるわけです。そこを執行側も信頼していただいてですね、ぜひしていただきたいんですよ。

というのが、なかなか今の公民館長さん方は、いろんなことを執行側のほうに、行政のほうに訪ねていってあれすれば、プライバシーにかかわることということで線を引かれるわけです。行政側は各個人、各家庭の全部のことを全部持つてるわけですよ。公民館の例をとりますと、敬老会の件、成人式のことでも、誰が今どしこになったとやろかい、二十歳になったとやろかい、それも聞きにいけば線を引かれるそうです。まして今度、敬老会の対象者のこと

で一人でも漏れれば、お互い気まずい思いをして、公民館長はじゃっとこい、ないごて知らんのかというような意見も聞きました。私もそのことで何人か回って、公民館長の代弁として、今、話をしているわけです。そういうのが全部解かれて、ちゃんと確立されればですね、責任のもとに公民館長並びにまちづくり協議会長なども動かれると思うんですよ。そして、各公民館の中の希薄さも薄れて、今の転入転出の件に関しても1カ月後にわかると。どうなっているんだろうかと、誰か来たようだが誰だろうか、誰が出ていったんだろうかというようなことで、絆というのも取り戻されると思うんですよ。ぜひ、そういう形にならないものかですね、市長、伺います。

○市長（田畑誠一君） 行政嘱託員制度は、今、お述べになりましたとおり、プライバシーですか、そういう個人情報保護に関する法令等への対応や自治公民館において本来の公民館活動を推進していただくことなどを目的に、平成19年から市内全域に導入したものであります。

本市では共生協働のまちづくりを進めており、その中核的な役割を担うまちづくり協議会が全ての地区で組織をされました。まちづくり協議会は、市役所が持っている権限、財源の移譲の受け皿となる地域を代表する機関であります。したがって、先ほどからお述べになっておられますとおり、要は3万余の全市民がいかにお互いに協力し合い、信頼を合せてですね、一致団結して進んでいくか。その取りまとめの原点は、まちづくり協議会、自治公民館であります。したがって、お互い、そういう責任者の方々、そしてまた住民の方々、こういった形が一番よりスムーズな成果が上がるのかということ、まちづくり協議会も設置をしていただきましたので、今後検討すべきだと思っております。

その検討する中で、行政嘱託員の今の業務のあり方、これはこれでいいのか、どうするのか、こういうことも含めましてですね、まちづくり協議会にどういった権限・財源を移譲していくことが一番望ましいのかということ、市公連の方々と今後十分協議をしてみたいと考えております。

○15番（宇都耕平君） ぜひ、そのような形で動い

ていただければですね、それぞれのまちづくり協議会並びに各自治公民館長も誇りを持って行動されると思うわけです。

それで3番目の公務災害補償制度というのも、段階的に委嘱状、権限、公務災害制度という形になっていくわけです。そういうのをぜひ、その中で、まちづくり協議会の中でも語っていただきまして確立されることを私は願うわけです。

個人情報保護法と市長が日本語でちゃんとおっしゃたので、私もそうだったと感じておるわけですが、そういうのは本当、それぞれ責任を与えられれば、それなりに皆さんはちゃんと責務を持って行動されると思うわけです。

そこでもう一つですね、各自治公民館の中で、今、行政嘱託員制度になっているものですから、公民館には入らなくてもいいというような一部の人がおられるわけです。それと、ちりの出し方の問題に関してもですね、この前、私は人から、懇意にしている人なんですけども、なぜ市民税もちゃんと払っているのに市の分をそこに捨てさせないのか、そういうことはあるものかと非常に言われて、私もいろいろ皆さんにも聞いたりして、自分のちりを出すわけだから自分の責任のもとにしないとだめだと言っても、ああじゃこうじゃと理屈を言われたので、1時間くらい話をしたんですけども。そういうのも行政嘱託員制度が見直されてですね、自治公民館活動の中で動くという内容が充実されれば、ある程度解消され、公民館にもまた入られる、促される形もできてくると思いますから、ぜひそういう形で行政嘱託員制度の見直し並びにまちづくり協議会の内容の充実を図っていただきたいという要望をいたしまして、私の全ての質問を終わります。

○副議長（東 育代君） 次に、平石耕二議員の発言を許します。

[1番平石耕二君登壇]

○1番（平石耕二君） 通告に従いまして、質問いたします。

一次産業の衰退を何とか防ぎたい、市勢回復のための我がまちの基幹的産業、農林水産業の振興策について、原点に立ち返り、今後の展開を図ることも

大事なことであるという観点からの質問であります。

農林水産業の振興策につきましては、多くの先輩議員が今までも、そして私ども任期のこの4年間におきましても、本会議場においてさまざまな論議がなされてきております。

私は去る6月の終わりのころ、白左エ門ヶ丘、通称テレビ塔の道路に木が覆いかぶさり、車の通行に支障がある、せめて中腹のところまで通勤と営業用トラックの運行に支障のないようにできないものかとの相談を受けて、現場を見に行きました。なお、このことにつきましては実情を所管課につないだところ、職員の迅速な動きですぐに解決いたしました。ありがたいことであります。

中腹まで行ったついでに、頂上の広場まで上がりました。広場からは遠くに市来海岸の砂浜を望み、五反田川を真下に、右手側に工業団地、新港、漁港外港などなど久しぶりに眺めたのであります。いろいろなことが思い起こされました。この丘を、春には桜並木、梅雨どきのアジサイのほか、秋の初めには真っ赤に染まったヒガンバナの里にして市民の憩いの場にはできないものかなど若いころに夢見たこと、市内のあるボランティア団体が公園造成を手がけられたこと、個人の方がクリスマスのころにイルミネーションの飾りつけを試みられたこと、食堂経営者がレストラン建築の構想を熱く語ってくださったこと、中でも合併前のことではありますが、人口1人当たりの市町村民所得が、鹿児島市に次ぎ、県内2番目に位置づけしたころがあつて、当時他市の職員にうらやましがられたことなどを鮮明に思い起こしたのであります。

後ろに山を背負い、川があり、前方には恵み豊かな海が広がる町並みを見ながら、我がまちにとって農林水産業は有史以来変わることなく営まれてきた大事な産業である、人々の知恵と勇気と努力が繁栄につながり、製造業の進出、発展は雇用を生み出し、地域の活力を高め、人々は昼夜となく商店街に集まり、まちの活気を支えてきたのである、いま一度、市勢発展の原点を見詰め直し、原点に立ち返ることも大事なことであるなど考えながら、広場を後にしたのであります。

参考までに申しますと、所得の状況を調べたところ、今から35年前、1978年は鹿児島市、串木野市、川内市、国分市、枕崎市の順で2位です。翌年も2位で、5年後の1983年は鹿児島市、国分市、川内市、串木野市、枕崎市の順で4位でありました。現在において本年3月28日付の報道では、43市町村中9位となっております。

我がまちの成り立ちを思うとき、第一次産業の振興を促すことが製造業の発展につながり、地域力を高めるものと思わざるを得ません。市勢の回復のための農林水産業の振興策について、今後の展開をどのように考えておられるのか伺いをし、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 平石耕二議員の御質問にお答えをいたします。

農林水産業振興策の今後の展開についてであります。これまでの経緯等につきまして、まちの発展をるお述べになりました。

本市の活性化のためには、農業や水産業などの第一次産業の活性化は欠かせないものであり、これまでも基盤整備や各種の振興策を実施しているところであります。しかしながら、産業の活性化は、社会構造や経済状況が目まぐるしく変化する中、どの自治体においても一朝一夕に成果を上げられない課題の一つでもあります。

私は、魅力ある農林水産業を目指して、農地の有効利用の促進、沿岸漁業の振興、特産品の振興、ブランド化、六次産業化、後継者対策など、産業活性化、所得向上のため、これまで実施してきた事業や施策を充実、改善するとともに、粘り強く進めていくことが必要であると思っております。

このような観点から農業関係では、本市の特色を活かした農業を目指すことが大切であります。本市は大きな人口、消費力を持った鹿児島市に近いという有利な地理的条件がある一方、農地面積が小さいため、大規模な生産地帯とはなりにくいのが現実であります。そのため小さい面積でも、他の地域にない気候や土壌を活かした品質のよい作物を振興することにより、所得向上を目指し、また果樹振興に力

を注ぐべきであると考えております。

具体的には馬鈴薯、カボチャ、レイシ、ソラマメなどの作付、ポンカン、サワーポメロ、デコポンなどの果樹振興を一層推進するほか、今年度は農産物に付加価値をつけ、他の産業との連携による産業活性化の可能性を求め、六次産業化可能性調査も実施し、次年度以降への具体的な布石としたいと考えております。

また、生産基盤の整備として、引き続き川南地区の圃場整備実施に向けての取り組みを推進いたします。

持続可能な農業農村を目指して、人・農地プランの推進、集落営農組織の拡大や話し合い活動を進めるとともに、交流人口の増大に成果を上げているグリーンツーリズム事業等の支援をしております。

また、農地利用推進員を活用した耕作放棄地の再生や農地の有効利用を促進しております。

新規就農者支援策として、最長5年間、毎年150万円を継続して支給する制度や、担い手農家への農地集積を促進するため、農地の貸し手へも協力金を支給する国の制度にも引き続き取り組んでまいります。

水産業関係では、本市の漁業を取り巻く環境は近年、漁獲資源の減少、魚価の低迷、魚食離れ、燃油価格の高騰、後継者不足など厳しい状況にあります。これらに対処するために、本市ではさまざまな水産振興策を実施してきているところであります。

沿岸漁業の振興策として、マダイ、ヒラメ等の魚類種苗放流や藻場の保全活動、魚礁設置、新規就業者への支援、漁村助成企業家グループへの支援、漁協単独事業への補助事業等を推進しております。さらなる振興を図るため、平成24年度から市単独事業として、4カ年間の計画で、議会の皆さん方から強い要請がありました人工魚礁の設置にも取り組んでおり、25年からも市独自の事業として、稚魚放流、人工魚礁等追跡調査や市内4漁協の共同漁業権内に藻場増殖プレートを設置し、藻場の機能回復を図るための藻場環境推進事業を実施するなど、豊かな海づくりや、つくり育てる漁業を推進するとともに、新たに沿岸漁業に就業する者を支援するため、平成

24年度から新規沿岸漁業就業者支援金を創設し、後継者の確保に努めているところであります。

また遠洋マグロ漁業の振興策として、マグロ漁業就業者支援、優良マグロ漁船員表彰、水産高校等訪問、漁業就業支援フェアへの参加、小学生を対象としたマグロ普及出前授業の実施など、乗組員の確保や魚食普及の啓発等に努めており、遠洋マグロ漁船や運搬船が串木野港に入港し、市内での餌、物資等の購入、積み込みを奨励、促進し、マグロ漁船母港基地化と遠洋マグロ漁業経営の安定化を推進しているところであります。

平成25年度からは、これまでの奨励事業に加え、本市での水揚げ等を通じて港町としての活気を創出するため、新たにマグロ水揚げ奨励金を創設し、マグロ漁船母港基地化をさらに推進するとともに、薩州串木野まぐろプロジェクトとして、本市のマグロ船が漁獲したマグロの地域ブランドによる付加価値の向上等を目指し、関係機関と連携した取り組みを進めております。今後も各漁協及び関係機関と一体となって水産業の振興に努めてまいります。

○1番（平石耕二君） ただいま農林水産業の振興策について、熱くともにお答えをいただきました。

かねてからの議会の意見も反映させて、道筋を明確にされ、懸命に取り組んでおられることが伝わってきます。なお、予算面においても、特に水産業費につきましても、満足とはいかないまでも、同僚議員との論議の中身に御理解をいただけたものと感じております。

しかしながら、市長も答弁されましたようにまだまだ取り組んでいかねばならない課題があります。魚は釣れない、値も安いなど、一朝一夕には片づけられない従来の課題に加えて、このごろ漁場を荒らすサメ退治に取り組むべきであることとか、シイラがとれすぎたけど引き取ってもらえなかった、六次産業化の対策に早急に取り組んでほしいなどがあります。行政は、農業には手厚いが水産業には薄い、議員はもっとしっかりしてほしいとよく私たちは言われます。各漁業者と漁協の自助努力に期待をしながらも、頼るところは行政であり議会なのであります。

遠洋漁業においては、去る9月4日、新聞報道にもありましたように、魚価の低迷、燃油の高騰など厳しい経営環境の中、伝統のマグロはえ縄漁を守るための新しい挑戦という力強い意気込みのもと、市内マグロ漁船としては9年ぶりの新船が母港を出港いたしました。来年は別の会社も一隻つくるとのことです。これは行政のマグロ漁業に対する期待と力強い後押しも一助になっているものとうれしく思っております。

一方、農林業についてであります。去る8月23日付南日本新聞に「浜ん馬場再生を」という見出しで、30から50代の店主5人が、くしっのん盛り上げ隊を結成し、朝市を開く。5人は原点に帰り活性化のヒントを探りたいと意気込む。戦後最盛期には生産者の直売所と約80の店が通りを埋め、売り手と客でごった返したという内容が載っておりました。耕作することによって、田、畑、山とも手入れが行き届いた農林業が盛んなころの話であります。

時代の推移とはいえ、多くの市町村の農林地は荒廃化していることは事実であります。その中において、これを防ぎ、いちき串木野市の第一次産業の振興に職員ともども取り組んでおられることも事実であります。そして今ほど申しました、くしっのん盛り上げ隊が、原点に帰り、活性化のヒントを探りたいと努力されていることも事実であり、市民の皆様方が、農林水産業の復興により商工業が栄えていくことを望んでおられることも事実なのであります。

市長はかねがね、本市の農業について、耕作面積が狭くて効率が悪い点を考えたときに、高収益な農業のやり方を模索すべきであって、その一つは施設園芸であり果樹栽培など高い収益性のものを作付する方向を目指すべきと言われております。私も同感でありますので、一つの対策として提言させていただきます。

福岡県うきは市のオリーブ栽培と開発事業についての例であります。「オリーブの管理は比較的容易で、耕作放棄地が多い中山間地域、傾斜地での栽培に適しています。軽量なことで高齢者も栽培が可能であり、価格も安定しており、一定の収益も見込めます。オリーブは塩づけや茶葉、化粧水、切り花は

もとより、高値で取引されるオリーブ油に加工されるなど用途も広く人気の高い作物です。平成25年4月現在の植栽者は約60名で、植栽面積は約6ヘクタールとなっており、昨年は搾油用として107キログラムを出荷しました」と説明してあります。

オリーブといえば、地中海、日本では小豆島が浮かびますが、新聞報道によれば、県内でも日置市と南さつま市が取り組んでおられます。いちき串木野市は南国の太陽とミネラルを含んだ潮風の当たる南向きに位置した斜面を持つ、ぴったりの風土だと思います。ぜひとも従来の作物に加えてオリーブ栽培と開発の調査研究に取り組んでいただきたいと思います。

市長の御見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 本市の今、そして本市の将来未来に向かって、農林水産業、一次産業の活性化が最も大切である、そのことによって商業の振興も図られると熱い論理を今、展開をされました。すばらしい御意見として拝聴をしておりました。その中で今一つ、農業の活性化、本市の状況から見て、面積が狭いとか、そういった状況から見て、一つの活性化として、今、オリーブ栽培はどうかということをお挙げになりました。

オリーブ栽培についての取り組みでありますけれども、本市は、御承知のとおり、ミカンを主力とする果樹農家が多うございます。これらの農家の方々は常に市場動向を見据えた、売れる種類のミカンへの転換を行うなど工夫を重ねて所得向上に努力をされております。このような中であって、果樹農家でも隣接市の農家の状況について関心を持つ方もおいですので、今後、JA果樹部会でもオリーブ栽培についての取り組みの方向性などが見えてまいりましたら、市としましても支援、推進体制をとりたいと考えております。

○1番（平石耕二君） 私が申し上げましたのは、今お答えされましたとおり、オレンジとかミカンに取り組んでおられます。その中の一つの作物として、オリーブに限るのではなくて、その中の一つとしてオリーブ栽培にも取り組んでもらえないかなという思いでございます。検討する旨の回答がありました。

うきは市は、農商工観光連携の取り組みとして、オリーブ油を観光資源とし、観光客の集客にも連動できるように計画していると説明をされております。

食のまち、いちき串木野市には、冠岳、焼酎蔵等の従来の観光資源のほかに、県外から人を呼べる総合体育館が完成を迎えようとしております。

また来春には、留学生渡欧の地に記念館も完成いたします。その上に、去る9月7日付の南日本新聞に「薩摩藩留学生を大河ドラマに NHKに知事ら要請」という見出しで報道されました。県知事、県議会議長、鹿児島市長、この中に田畑市長も参加されての県観光誘致促進協議会の要請に、NHK会長が対応した旨の内容でありました。もし、これが実現するとなれば、我がまちは空前の観光客でにぎわうことが予測できます。

ぜひとも積極的にオリーブ栽培等について調査研究が進むことを期待し、質問を終わります。

○副議長（東 育代君） 次に、東勝巳議員の発言を許します。

[17番東 勝巳君登壇]

○17番（東 勝巳君） 私は日本共産党を代表して、さきに通告した問題について市長に質問をいたします。

質問の第1は、川内原発の再稼働をやめ、自然エネルギーへ転換について、これまでの市長との議論をさらに深め、合意の形成ができればと願っております。

福島原発は、事故発生から2年半、現在同原発から大量の汚染された地下水が海にも漏れ続け、先日は、地上タンクから300トンの高濃度汚染水が外洋に漏れた可能性が高いといわれ、ここ数日、次から次に新しい汚染水が発見され、まさにコントロールのできない非常事態となっています。いまだに15万人以上の県民が避難生活を余儀なくされ、子供たちに広がる甲状腺がん、子供たちの未来、なりわいの農業漁業の未来に不安が広がっています。

原発事故の収束も原発事故の原因の検証もないもとで原発の再稼働などあり得ないと考えていますが、改めて川内原発の再稼働について、市長の所見を求めます。

記録的な猛暑が続いた今年、原発なしで電力は足りております。経済産業省は、8月20日、2012年度に新たに発電を始めた太陽光や風力など再生可能エネルギーの発電能力が、ほぼ原発の2基分に相当する207万9,000キロワットだったと発表しています。

本市でも、風力、太陽光など自然エネルギーの普及が進んでいますが、本市の消費電力に対する自然エネルギーの現在の自給率は幾らか。それから本市は、地域新エネルギービジョンの計画は進んでいるのか伺いたい。また、2011年に成立した再生エネルギー特別措置法についても、内容についてお答え願います。

以上、ここでの質問を終わり、質問席から引き続き質問を続けます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 東勝巳議員に申し上げます。

東勝巳議員におかれましては、昭和42年、旧串木野市議会議員に初当選以来、これまでおよそ半世紀、46年の長きにわたられ、郷土発展のために大変な御尽力を注いでこられました。任期中には、総務企画委員長、決算審査特別委員長の要職を務められ、平成16年には総務大臣感謝状を受けておられます。

東勝巳議員におかれましては、誰からも愛され、親しまれ、信頼されるお人柄をもって、常に市民の今の幸せ、市民の未来にまごうことなき政策を訴えてこられました。とりわけ一次産業の振興、特に、先ほど平石議員からも質問がありましたが、農業分野においては、農業・農村を守り、生産者に意欲と希望を持たせる政策をるる力説し続けられ、市政に反映させていただきました。長年、郷土発展のために心血注がれた尊いお姿に敬意と感謝の意を表しながら、答弁をさせていただきます。

原発の安全性に関する新しい規制基準が7月8日に施行され、九州電力も川内原発の再稼働に関連する施設変更について申請がなされ、現在、規制委員会による審査が行われているところであります。これまでお答えしてまいりましたとおり、私は基本的に、今後可能な限り原発の比率は減らすべきであり、すなわち脱原発の方向を目指すべきであると思っておりますが、現状においては新エネルギーの本格的

な普及拡大には課題もあり、安定的に代替するには一定の期間を要するのではないかと捉えております。こうした中で、生活、産業面への影響等も考慮すると、当面の稼働もやむを得ないのではないかと考えているところであります。

しかしながら、もちろんそれは安全性の確保が大前提であります。経済性や採算性を優先し、審査や判断に期限があるものでは決してなく、手続は慎重であるべきだと思っております。まずは規制委員会において、安全性が厳格に審査され、その上で国の責任で地元への説明がなされるとともに、市民の意見意向が十分に反映されることが重要であると考えております。

自然エネルギーへの転換についてであります。今後のエネルギー政策については、原発の比率を減らし、多様なエネルギー源の確保、環境への適応への観点からも太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進していくべきであると思っております。

本市においても、西薩中核工業団地企業と市が出資して合同会社さつま自然エネルギーを設立し、各企業の屋根や市有地を活用し、約3,000キロワットのメガソーラー事業を行うとともに、民間事業者により2万キロワットの風力発電事業が開始されるなど導入が進んでおります。

また、住宅用の太陽光発電については、平成25年3月末で687件に設置されておりますが、本年度からは、住宅用太陽光発電システム設置補助金を創設し、市全体で普及促進を図ってまいります。

全国的にも太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が着実に進んでいる状況ではありますが、安定的に供給していくには、まだ一定の期間を要するのではないかと捉えているところであります。

○政策課長（田中和幸君） 市長の答弁に補足いたします。

先ほど議員のほうから、本市の電力消費量に占める再生可能エネルギーの割合ということで質問がございました。これにつきましては、正確な数字は把握できないところではございますが、いろいろ本市の状況から類推した数値は持ち合わせているところでございます。それによりますと、再生可能エネル

ギーが年間消費量に占める割合としましては28%、先ほど市長が答弁いたしました再生可能エネルギーの量を年間電力消費量で割った金額はおよそ28%になるものというふうに私どもとしては推計しております。

なお、残りのですね、再生可能エネルギー特別措置法とか、ちょっと質問内容を若干把握できなかった部分がございますけれども、それにつきましてはまた後ほど答弁させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○17番（東 勝巳君） 前日も大体同じような答弁をいただいたんですけど、史上最高と言われる異常な猛暑が続いた今年度でさえ、原発なしに電力は維持されたという状況が一つありますね。

それから、さっき言ったように福島原発が深刻な状況で、いつ汚染の問題が収束するのか見通しも立たないような、こういう状況の中です。

さらに、最近のどの世論調査でも、大多数の国民の皆さんが、再稼働反対が多数であります。これも市長も見聞されていると思いますが、こういう状況で、どうして危険な原発の再稼働がやはりやむを得ないということなのか、その辺がよく理解ができないので、再度答弁を求めたいと思っております。

今度の原子力規制委員会では、基準値に火山の基準が設けられていますね。これは半径160キロの範囲で基準を審査するようになってますけど、新聞報道によると、東大地震研究所の中田さんという人の発言ですけれども、規制委員会には専門家は1人もいないといわれています。こういう状況でどうして再稼働ができるのかということと、それから九電の再稼働申請の中で、九州電力の活断層の評価がとにかくひどいと。これは本部長が文部科学大臣ですが、国の機関であります地震調査推進本部が、分科会で複数の議員から、九州電力が行った活断層の評価が、解釈はとにかくひどいものである、九州電力が示した活断層図、解釈図は非常に疑わしいと言わざるを得ないと、いろいろと批判が出ています。こういう内容について御承知かどうか。例えば、中越地震の後に出てきた五反田川活断層ですけど、野下から野

元の海岸あたりまで五反田川活断層は、これまではマグニチュード6.9でしたが、それが国の地震調査推進本部の調査では、25キロメートル、海底の底までずっと続いていると。一つの例です。それから活断層があるのに九電の報告ではそれが消えていると。そういう点で、九電がやっております活断層の評価はひどいという状況も報道されていますが、その辺をつかんでおられるかどうかお伺いしておきたいと思っております。

それから、課長が答弁になりましたが、さっき言ったのは地域新エネルギービジョンの計画ですけど、これは今、全国市町村でいいますと45%の市町村がこの計画をつくっていると言われていたのですが、この状況についてお聞きしましたので、答弁を求めます。

それから、さっきの28%、これは本市の消費電力に対する自然エネルギーの割合だというふうに聞きましたけど、そのように理解してよろしいのか、お願いしたい。これは今、各地で個人、特に法人の皆さんが、相当大規模な太陽光発電の工事が始まっていますね。こういうのは含まれているのかいないのか。こういうのを含めると相当自然エネルギーの電力の開発が上がってくるのではないかと思っておりますが、その辺の状況についても再度答弁を求めます。

○市長（田畑誠一君） 猛暑であった今年の夏でも電力は足りたではないかという御意見であります。

まず、この夏、電力は足りたという今の仰せであります。まず需要面で申し上げますと、企業や家庭の節電意識、努力が非常に定着をしてきたということが一つは言えると思っております。

また、供給面のほうから考えますと、火力発電などのフル稼働や中部電力など、他の電力からの融通を受けて供給を確保し、電力不足が回避されているところでもあります。しかし、代替となった火力発電では、トラブルにより運転停止するなど、電力不足が問題なく解消されたとは言えず、あくまで緊急避難的な供給となっているのが実態ではないかと考えております。

また、火力による電力確保を行い続けることは、燃料コスト増加による経済活動への影響、さらにはまた世界規模で私たちが考えなければならない、C

CO₂、地球温暖化の抑制など、いろんな懸念されることも考えられているところであります。

○政策課長（田中和幸君） まず、電力消費量に占める割合のお話でございました。年間ですと、私どもが把握している数値によりますと、18万5,000メガワット・アワーというのが年間電力消費量で、いちき串木野市内がこれだけ、18万5,000メガワット・アワーと推測しております。それに対しまして、再生可能エネルギーの年間発電量、能力ということで申しますと、黎明の風力発電所、それとウイングランド、それとさつま自然エネルギーのメガソーラー、それと住宅ソーラー、先ほど687件と申しましたが、それを全て合わせまして5万2,000メガキロワットということで、この5万2,000割る18万5,000ということで、28%と推測しているところでございます。

それともう一つ、省エネビジョンのお話をされましたけれども、本市におきましては、ちょっと古いデータなんです、平成14年度に新エネルギービジョン、それと平成19年に地域省エネビジョンという形で、ビジョンは策定させていただいているところでございます。

以上でございます。

○17番（東 勝巳君） 計画はあるんですか。

○政策課長（田中和幸君） ございます。作成しております。

○副議長（東 育代君） 東勝巳議員、質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時15分といたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時15分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、東勝巳議員、質問を行ってください。

○17番（東 勝巳君） 限られた時間ですので、この問題だけ引きずるわけにはいきませんが、この原発問題はなかなか市長とかみ合わない感じがするんですけど。

CO₂の問題があったんですけど、原発がCO₂

は出ないということじゃないんですよね。ウラン採掘からウランになるまでの間とか、それから原発の廃炉とか、こういう過程でCO₂はかなり出るんですよ。だから、CO₂が出ないみたいなのはちょっと違うということと、それから、使用済み核燃料が全国でいっぱいなんです。だから、六ヶ所村に再処理工場があるけど、1993年からですから、ちょうど20年やっているけれど、2兆円を超す金を使っているけど再処理工場が機能しない。仮に機能しても、プルトニウムを分離しても、今度はもんじゅが動かないわけですから、原子力のシステムは、今は本当に先が見えないわけですよ。

そういう問題もあるし、それから防災計画は、川内関係はゼロというふうに報道されましたけど、ゼロじゃなくても、ああいう事故が起こったときに、1万3,000戸ありますからね、1軒1台であっても1万3,000台の自家用車が枕崎や南さつまを走っていくんですよ。いちき串木野だけです。

それに特老とか、老人ホームがいっぱいありますけど、ああいう人たちの避難が実際可能かどうかは難しいと思うんです。それから、道路事情も、道路を改修しなければ、いざというときの避難は私は難しいと思うんです。そういう点で、原発の再稼働というのは、使用済み核燃料の問題でも、防災避難の問題でも、私は行き詰まっていると。

節約のことを言われたけど、節約するのは当然で、今、電気製品も電力を食わないように改善されていて、そういう点で、原発なしで十分賄う状況はですね、今年の経験でもはっきりしているんで、市長もそういうのを。それに、国民世論は全部再稼働反対ですからね。そういうのを踏まえて考えを変えて、再稼働をとめてもらいたいと思うし、例えば、福島を見ても、周辺20キロ圏は全部もう住めないんですよ。そういう状況なのに、稼働にしても新設にしても、川内と鹿児島県だけの了解で原発ができるとなっているんですけど、全国どこもそうではないんですよ。北海道の泊原発は違うんです。全市町村の同意なしには稼働しないと、認めないということなので、鹿児島のいちき串木野の承認は要らないというのは、全国共通じゃないんです。だから、再稼

働にしても、新設にしてもやはり、いちき串木野の市民の同意なしには原発は動かせないということをぜひ、しっかりやっていただきたいと思います。

自然エネルギーのことにちょっと移りますが、今、原発をとめて、さっき言ったように原発2基分の自然エネルギーが実現したという経済産業省の発言もある中ですから、これからさらに努力して、ただ単に原発にかわるエネルギーだけじゃなくて、いわゆる地域経済ですね、雇用、所得、そういうものに役立つのを優先で、地方における自然エネルギーの振興はですね、そういう面でも非常に地域経済の活性化に役立つと。そういう点で、私は本市ではまだまだ余裕があるというふうに思っています。特に65%を占めている森林ですよ。森林はあり放題ですけどね、これを活かすと、自然エネルギーの問題でも活かすということが重要じゃないかと思うんですね。

例えば、高知県の梶原町というところがあるんですけど、90%が山なんですね。そこで、自然エネルギーの風車なんかを町が設置をして、その利益でいろんな地域活性化をいろいろ進めてですね、90%が山なんだけど、そこに活力のあるまちをつくっているとか、岩手県の葛巻町というところは、さっき言った消費電力の1.7倍を自然エネルギーで生産していると。こういう事例もあるので、そういう先進例にも学んで、ぜひ自然エネルギーを。また、個人の太陽光でも、それから公共施設、公共用地。私が今ちょっと思いつくのでは、例えば、市来のあれは天神町ちゅうんですかね、あそこに広いところがありますけど、ああいうところも実際は道路としての活用が弱いので、ああいうところに太陽光もできないのかなと思ったり、冠岳の工業団地もあいていまずけれど、ああいうところも太陽光発電が可能ではないかと。

そういう点で、公共施設、公共用地、それと個人について推進を積極にしていけば、かなり本市もそういう点で大きな貢献ができるのではないかと思うんですけど、その点について、さっき答弁があったですね、本市の新エネルギービジョン計画ですよ。それとのかかわりで答弁をお願いします。

○政策課長（田中和幸君） 先ほど、平成14年度に

新エネルギービジョンを策定したというふうに答弁したところでございます。これにつきましては、当時の時代背景を踏まえまして、本市の持つ地域特性、そういうものを分析した中で、今後、どういう形で展開すればいいかということでございまして、当然、現在うちが進めておりますような太陽光の促進、もしくは風力、そういうような形でですね、再生可能エネルギーを伸ばしていきましようというようなことで、その計画のほうはまとまっております。その一つの具体例としまして、私どもが昨年、さつま自然エネルギーというような民間の組織も活用した形で太陽光の発電の促進とか、そういうことをやっております、市としまして、冠岳の工業団地、そちらのほうとか、下水道の処理場の部分にもメガソーラーを設置させて普及に励んでいるところでございます。当然、議員の仰せのとおり、再生可能エネルギーの割合はどんどんどんどん高めていかないといけないことですので、そういうような施策であったような部分は、導入できる部分につきましてはですね、積極的に努力してまいりたいというふうに、このように思っております。

以上でございます。

○17番（東 勝巳君） 地域経済の関係でも非常に有効なので、ぜひ目標を設定して。思うんですけど、前の議会でも言った、例えば竹林補助を出す、環境保全型の農業の補助を出すとか、それから、住宅リフォームをしたんですけど、見ているとね、予算も組むけど、その予算を実際に市民に宣伝するというか、知らせるという点で非常に弱いと私は思うんです。竹林でも言いましたし、環境保全でも言ったけど、業者も知らない。それからリフォームにしても、相当宣伝がいつて需要もあるようなんですけど、やっぱり大工さんとか左官屋さんとかを集めて説明会を開くとか、そういう点で非常に弱いんじゃないかと思うんです。だから、自然エネルギーについても、市の補助もあるわけですから、太陽光で。そういうのは積極的に市民の中に入って宣伝もし、推進を目に見える形ですという点が、これまでの状況を見て不十分なようですので、ぜひ改善してほしいと思います。

時間もありますので次に進みます。

次は、市来の市来一般廃棄物利用エネルギーセンターの裁判結果について伺います。今年4月に判決が言い渡されましたが、その内容は、一つ、原告の請求は棄却する。二つ、訴訟費用は原告の負担とするというふうになっています。判決理由は、平成14年度の建設当初の契約書に、共同研究を目的とする実証施設を建設し、共同研究するとの文言が記載されていることなどが、主な判決の理由になっています。しかし、この内容は裁判の中で初めて明らかになった問題ではなくて、訴訟を起こす前からわかりきっておった問題です。共同研究の約束で行ったこの事業が成功しないからといって相手を訴えても、勝つ見込みはないと議会でも発言があり、この問題を審議する議会の特別委員会も賛成をせず反対の結論を出していました。にもかかわらず、市長は強引に訴訟に踏み切った。判決を受けた今、このことについてどのような感想をお持ちかお聞かせください。

○市長（田畑誠一君） 市来一般廃棄物利用エネルギーセンターの裁判についてであります。裁判の結果につきましては、6月議会の中里議員の御質問にお答えを申し上げました。合併協議会においては、施設について、私は最初からどうなっているのか尋ねておりました。旧町長からは、施設はできており、アンモニアやタールが少し出るので、その修繕を行っている、もう少しでうまくいくというような報告を受けておりました。そのことを疑っておりませんでした。また、前町長さんも信じておられたと思います。共同研究については、吉川教授の関係で東京工業大学と旧町が共同研究の契約を結んでおり、平成15年度から17年度までに3カ年間で1,000万円を支払っております。また、裁判の関係では、訴訟提起の際に印紙代として298万3,000円、弁護士の委託料として63万円を支払っております。合併前の旅費等については詳細がわかっておりません。吉川教授を初め第三者の責任を追及すべく、議会の議決を経て訴訟を提起したところですが、結果は市の主張が認められず、まことに遺憾ではあります。しかしながら、裁判においては、特殊事案における契約書文

面等や会議記録の重要性など、今後活かすべき教訓等も得られました。

会計検査院の厳しい指摘を受け、市としましても返済に当たり職員と協議をし、2年間の給与カット、1億3,000万円を行い、財源を確保し、あわせて国の理解を求め、特別交付税の要請などを行うなどして返済を続けてまいりました。反省すべきところは反省し、今後の行政執行に活かしてまいりたいと思います。

裁判につきましては、判決文の内容を検討し、弁護士にも相談をしましたが、裁判で市の主張を立証する点において、平成14年度建設当初の契約書に、実証を目的とし、実用化を目指すとの文言が記載されていることなどを挙げ、市来町は施設の不確実性について認識を共有していたと指摘をされております。これを覆せるような証拠が新たに出てくる可能性が極めて低いことなどから、裁判長期化による弊害を考慮して控訴をせず、市民の融和を深め、市民の皆さんに理解をいただいて、今後の市政の発展を図る観点から、この問題には区切りをつけることが有益ではないかと判断をしたところであります。

訴訟の提起につきましては、会計検査院の判断結果や、補助金適正化法の制限にとられることなく早急に決断し、あわせてさまざまな状況を想定した財政計画や、今後の法的な措置を含めた体制づくりにも早急に取り組まれるよう強く要請するという議会の特別委員会の報告などを踏まえて、訴訟の手続きをしたところであります。

○17番（東 勝巳君） そんな長い答弁は要らない。裁判にかけてよかったと思っているのか、あれはちょっとまずいことをしたなと思っているのか、その点について簡単に。

○市長（田畑誠一君） 大変大きな問題でありましたし、市民の皆さんに迷惑をかけてはいけない、そういう思いですね、事実、私どもは正しいと思って主張をしたところであります。

○17番（東 勝巳君） ちょっとはつきりしません。私はですね、この問題についてはつきりさせておきたいのは、もう我々が合併前の旧市来町のことについてとやかく言う権利も資格もないんですけど、

問題は合併協議会のときに、あのときには協議会の内容は逐次議会のほうにも報告をさせていただいたんですけど、議会の側からも市来一般廃棄物利用エネルギーセンターはどうなっているかというのを繰り返し質問してきました。また、民間からもそういう質問があったように聞いていますけど、それについて、ノーコメントじゃないけど、わからないとか、問題はないとか、そういう答弁で、まともな答弁はなかったんですよ。だから私は今になって考えると、市長は協議会の会長として十分この問題を知っていて、合併に影響があるという心配からかもしらんけれども、真実を議会にも市民にも明らかにしなかったのではないかと考えていますけど、それは違いますかね。

○市長（田畑誠一君） その当時ですね、私は、前町長さんに対しては再三そのようなお話をいたしました。また、その話をする過程の中で、世界で初めてのごみ発電をして、電力を売って、確かあの当方で3,000万円ぐらいと記憶しておりますが、施設の電気を賄ってそれぐらいの電気を売ることができるというようなお話を聞いておりましたので、私はあのころ、住民への説明会のときには、そういったことをそのまま申し上げてきました。それを信じてお話をしてきたところであります。

○17番（東 勝巳君） いや、市長はその当時、こういう内容を知って、議会にも市民にも真実を伝えなかったのではないですかって聞いてます。

○市長（田畑誠一君） それは全くございませんで、逆でありまして、世界初という画期的なごみ発電に大変大きな期待を寄せて、それこそ逆に信じておりました。

○17番（東 勝巳君） 合併協議会の途中で、私もですけど、串木野市議会でも、どうなっているのかというのを繰り返し聞きました。しかし、合併協議会というのは市来と串木野の合併ですから、全ての事務事業について職員を動員してすり合わせをやったんですよ。すり合わせをしている中で、こういう大きな問題が避けて通れるはずはないと思うんですね。だから、合併協議会ではわからなかったというのは通らないと。特に市長は会長でしたからね、知

り得る立場にありながら、市民や議会のその要求がありながら、もし知らなかったとすればですね、知る努力をしなかったと。知ってしまえば合併がうまくいかんのかなという心配があったかもしれないけど、知る努力ができるのにそれをせずに、議会にも市民にもうまくいかないと。市来の議会の監査員の石原さんでしたかね、あの人も監査報告の中でこの市来一般廃棄物利用エネルギーセンターがうまくいっていないと言っているんですよ。だから、あの時点からこの事業がうまくいっていないのはわかっているのに、そのことを市民にも我々にも伝えてこなかった責任は重いのではないかと私は思っていますけど、どうですか。

○市長（田畑誠一君） 当時はですね、東議員も御存じのとおり、とにかく世界で初めてということで、ごみを焼却した上に電気を売って利益が出る、これはとても画期的なことで、大学教授が開発をされて、いろんな説明をなさって取り組まれたことでありますから、それは本当に、これは逆に新市にとってもすばらしい宝物だぐらい思いました。それぐらい信じておったわけでありまして、こういうことを知っていて言わなかった、それはもうとんでもない、全く思いつきもしないことであります。もしそのようなことであつたら、合併協議会そのものが、合併そのものがどうだったかと。今にして思えば、そういうことがあつたら市民の理解は得られなかったと思います。私はひたすら信じて、世界で初の誇り得る施設なんだなという思いであの当時ありまして、市民の皆さんにもそのような説明をしてきたところであります。

○17番（東 勝巳君） 両方の自治体の全ての内容について職員の皆さんがすり合わせをしたわけでしょう。そういうときにこういう問題についてすり合わせをしないはずはないと私は思うんですね。そのためにいろいろすり合わせをしたわけでしょう。そのことを会長の市長は知らなかったということでしょうかね。私はそういうことはないと思っていますけど、どうですか。

○市長（田畑誠一君） 今、こういう裁判の結果が出て、結果から見ますと、当時の自分が、これはや

はり不明であったなと反省をしております。それは市民の皆さんに済まなかったと思いますが、その当時は本当にひたすら信じておりました。世界で初めてごみを焼いて電気を売って、そして利益が出る。そんな夢みみたいな話はない、これはすばらしいなどという思いで、本市の、それこそ合併したら宝になるぐらい私は本当に思っておりました。

○17番（東 勝巳君） 私は、もし、合併協議の中で十分その問題を出していただいて、市民の間でもうちの市議会でも、その内容がわかって、そこで合意形成ができれば裁判をする必要もなかったし、それはそういう問題で合併がうまくいかないこともあったかもしれないけど、協議会の中でこの問題は解決をすべきであった、ここで解決をしておけば、裁判に持ち込むことはなかったのではないかと思うしですね。いろんな広報とか見ていると、私の感じですけど、旧市来町がしでかした失政を私が引き受けて、苦勞したけれどもやっと收拾ができたというような印象を受けるんですけど、私はそうじゃなくて、合併協議会の中でやはり市長がですね、この問題についてしっかりと議論、真実を伝えてこなかったというところに大きな問題があって、その責任についてちゃんと市民に謝罪をすべきじゃないかと思うんですけど。何か自分が苦勞して頑張っ、負担を軽くしてきたんだという実績みたいな言い方をされているように思うんですけど、そうではないと、私は、合併協議会の会長としての責任を十分果たせなかったという点で、市民に対しても謝罪なりおわびをすべきではないかと思うんですけど、市政報告会でも広報でも、そういう感じは全くないので、それは違うのではないかと私は思っていますけど。答弁があればお願いします。

○市長（田畑誠一君） 合併というのは将来にわたっての大きな道筋でありますので、したがって、お互いいろいろな面をつまびらかにして、そして合意の上で合併をするということが基本だと思います。今、東議員が言われるとおりであります。そういった面で、今、こういう結果が出るとはゆめゆめ、それこそ想像もしたことはございませんが、こういう結果が出てその当時を振り返って、あなたのいろん

な調査が足りなかったと言われたら、それは私の配慮が足りなかった、それは思います。ただ、その当時はですね、本当に夢みみたいな話で、あこがれみみたいな、新しい時代が開けたような感じで見詰めておりましたので、全く疑っていないし、そんな思いで合併協議会では取り組んでいたところでありました。

○17番（東 勝巳君） ちょっと私は納得しかねますけど。やっぱり真摯に反省をしておりますね、市民にも謝罪をしてほしいと思う。これは、いわゆる市来一般廃棄物利用エネルギーセンターに対する損害といえますかね、総額は幾らなのか。あと、市債の返済とか施設の解体とか言われていますね。それから裁判費用もどうなるかわからないし、それから未収金も2,500万円ありますよね。そういうものを含めてどのくらいのトータルで影響額といえますかね、損害といえますか、わかっていたら答弁をお願いします。

○生活環境課長（住廣和信君） 議員のほうに申し上げますが、一応、平成24年度までに市来一般廃棄物利用エネルギーセンターにかかりました経費としましては、14億4,000万円ほどがかかっているというふうに考えております。その中には訴訟に係る印紙代、弁護士委託料も含まれております。あと、今後も発生する費用としましては、補助金返済が、あと1億4,900万円ほど残ります。これはNEDO、環境省、それから市町村振興資金、この分が残っております。それとあと、市来一般廃棄物利用エネルギーセンターを解体する費用が出てまいります、これが約1億円程度というふうに考えております。あと、維持管理費としまして市来一般廃棄物利用エネルギーセンターの警備委託、それからこの警備委託に電話回線を使用しますので、その回線使用料が年14万円ほど、これは解体するときまでかかる費用ということになりますので、先ほどの14億円と、それから2億5,000万円程度を加算しますと約17億円程度が市来一般廃棄物利用エネルギーセンターに係る市がこうむった被害というふうに考えております。以上です。

○17番（東 勝巳君） その中には今後の解体費とか、それから市債の返済とか、2,500万円の未収金

とか、裁判費用とか、こういうのも一応入っていますか。今までの議論でも大体17億円ぐらいだったと思うんですけど、そういうのを加えるともっと増えるんじゃないんですか。そういう内容で理解してよろしいですか。

次に進みます。

ダイオキシン対策についてお伺いしたいと思います。串木野環境センター周辺土壌ダイオキシン類測定結果をもとに質問したいと思います。

まず、ダイオキシン類はどのような毒性を持つ化学物質なのかというのを一つお伺いしたい。それからこの測定結果で、平成18年測定されたえびすヶ丘公園の測定結果が出ています。1.5というのはピコグラムと読んでいいのかと思いますが、これに対し串木野環境センター周辺の測定値は全て高い値が出ています。特に高いのは楠原地区の山林とか福菌地区の水田は、えびすヶ丘の20倍を超える高さになっていますが、串木野環境センターから出るダイオキシンはどんな経路でこの検査地点に到達しているのか、その辺の経緯を説明してください。

○市長（田畑誠一君） ダイオキシン対策についてであります。

国は平成9年より、大気汚染防止法や廃棄物処理法によって焼却施設の煙突などから排出されるダイオキシン類の規制やごみ焼却施設の改善等の対策を進めてきております。現串木野環境センターの前身である串木野清掃センターは昭和54年より稼働し、平成8年よりダイオキシン類の測定を開始しました。当時の国の規制値80ナノグラムに対し、串木野清掃センターの数値は41ナノグラムでありました。その後、平成11年に串木野環境センターが新設されましたが、操業時の国の規制値は5ナノグラムであり、その後、平成14年に排出基準が新規規制値1ナノグラムに変更になりました。串木野環境センターでは現在までこの数値を大幅にクリアしております。

ダイオキシン類は年1回の調査義務があり、現在までの調査結果では最大値が0.49ナノグラムで、最小値が0.000044ナノグラムであります。串木野環境センターでは、ダイオキシンの発生を抑制する焼却炉温度800度以上を維持するとともに、発生源と

言われる塩ビ系のプラスチックの分別収集を国の容器包装リサイクル法にのっとり、燃えるごみとは分別して焼却の対象とはしておりません。これからも住民の方に分別をお願いするとともに、焼却炉の維持管理に努め、地域の皆さんに迷惑のかからないように努めてまいりたいと思います。

○生活環境課長（住廣和信君） ダイオキシンにつきましては、青酸カリの1万倍とかいうような毒性があるというふうに言われております。確かに危険な物質というような感覚ではありますが、そういう認識に立っております。ダイオキシンの調査結果で、先ほど議員がおっしゃられましたえびすヶ丘地区において1.5ピコグラム、それから楠桶の山林で34ピコグラムとかいうような数字が出ておりますが、これは環境省が定めております環境基準、これでいきますと1,000ピコグラムの中で1.5ピコグラムとか34ピコグラムとかいう、要するに1,000分の1、1,000分の34というような安全基準の中でもさらに低い段階での数値でありますので、人体に対する影響は非常に少ない。ほとんどないというふうに考えております。

それから、串木野環境センターからそういったところへダイオキシンがどういう経路で流れていくかというような御質問ですが、串木野環境センターにおきましては、最終処分場のところで、排水、要するに川へ流す段階におきまして採水をして検査をしております。その中でダイオキシン類は出ておりませんので、川を経由して田んぼに出るということもありません。それから、焼却しました煙突から出されるダイオキシンもお考えでしょうけれども、焼却して発生するダイオキシンにつきましては、センターの煙突に行く前に、それを捕獲する装置があります。バグフィルターと言いますけれども、そういった物でダイオキシン類を捕獲して、それはセメントで固めてちゃんと処理をしておりますので、煙突からそういったダイオキシン類が出ていくということは、今の段階では、環境省のほうで相当厳しくなっておりますので、出ていないというふうに考えております。

以上です。

○17番（東 勝巳君） 聞いてますのは基準値がどうこうじゃなくて、数値が高いですよ、串木野環境センター周辺だけはね。これは何でこう高いのかということを知っています。

○生活環境課長（住廣和信君） 今、おっしゃられます、大六野周辺の土壌の数値が高いとおっしゃられますが、これは自然界にもダイオキシンというのはありまして、その地域が持つ特性がありましてダイオキシンの高いところ、低いところもあります。例えば今、おっしゃられましたように、えびすヶ丘は非常に低く1.5ピコグラムですけれども、荒川の水田におきましても6.6ピコグラムというような数値がありますし、付近の冠岳等についても6.6ピコグラムとか低いところもあるわけで、その土地が持っているダイオキシンというものもありますので、一概にそこが高いから今、高いんじゃない、これは串木野環境センターができた平成11年からずっと経年で観測をしておりますので、その中で極端に高くなったり低くなったりした場合にやはり問題があると思われましても、特に鐘桶の山林におきましては、平成11年から29、45、44、37といった感じで、ほとんど横並びで変化がないということから、そういった特異な状態ではないというふうに考えております。

以上です。

○17番（東 勝巳君） 横並びといっても、ダイオキシンは雨が出ると浸透していくんでしょ。減っていくんだけど、変わらないってこと、次から次にダイオキシンがそこに出てくるというのは、串木野環境センターから引き続きこの地域にダイオキシンが飛んできているということだと思いませんか。それとですね、もともと串木野環境センターは850度以上で燃えるときには出ないけど、850度に行く過程でダイオキシンが出るというふうになっていて、本来は、鹿児島もそうだけど、24時間回すのが建前なんです。850度までいくのに、例えばセンターで朝、着火をするのか知らんけれど、朝からいつになったら850度のダイオキシンが出ない水準に達するわけですか。

○生活環境課長（住廣和信君） 串木野環境センタ

ーは24時間ではありませんで、8時間、朝9時から16時まで運転をしております。その間で最終的に燃え残しがないように完全にごみは焼却をしております。ということから、ダイオキシンは確かに800度前後で出るわけですけれども、発生するごみは全て焼いておりますので、発生はほとんどないと。先ほど言いましたように、今度はそこから仮にダイオキシンが燃焼過程で出たとしましても、それが煙突までに達する間に有害物質を除去する装置がございますので、バグフィルター等がありますので、そこで除去されますので、煙突からのダイオキシンの飛散はないというふうに考えております。

以上です。

○17番（東 勝巳君） そう言うと、24時間燃やしているところと、ここみたいに8時間しか燃やさないところと、全く変わらないということになるじゃないですか。この周辺の数値が高いのは、やはり串木野環境センターからダイオキシンが出ているという証じゃないんですか。

○生活環境課長（住廣和信君） それですから、先ほどから申しますように、平成11年からずっとこういった土壌を採取して、ダイオキシンの検査をやっているわけですけれども、その数値が変わらないということは、仮に串木野環境センターからダイオキシンが発生しておれば、さらに高くなっていくという状況が発生すると思われまします。ですけれども、今、申し上げましたように11年からほとんど横ばいで、ダイオキシンの検査をした中での数値というのが変わらないということは、新たにダイオキシンがそこに出ているということは考えられないというふうに考えております。

以上です。

○17番（東 勝巳君） 最終処分場はためるとダイオキシンがどんどん下のほうに浸透して行って、下のほうの貯留槽から取ってちゃんときれいな水にするわけでしょう。そういうふうになっているから屋外の、田んぼや畑に行ったダイオキシンも1年のうちにはほとんどそこにあるはずはないと思いますよ。それがやはり変わらないということは、繰り返しそこにダイオキシンが来ているということじゃないで

すか。もしないと、24時間たいているところと、ここと余り変わらないということになる。そんなことないでしょう。この場合には毎日800度まで、灯油燃料で800度まで上がるまではダイオキシンを出すわけですからね。毎日ダイオキシンをまき散らしていると。それは微量であれ何であれですね。そういう理解をしないとつじつまが合わないんじゃないですか。何も問題はないということじゃないと思うんですけど。

○生活環境課長（住廣和信君） 先ほどから申し上げますように、最終処分場から出る水につきましては、水処理施設を通しまして処理をして水を流します。要するに川に流れる寸前のところで水を取って検査をするわけですね。そこでダイオキシンが入っていないということでありますので、そこから先の川にも流れていきませんし、田んぼにも当然入っていかないということになります。要するにセンターからダイオキシンは外には出て行かないシステムになっているというふうに御理解いただきたいと思えます。

それからダイオキシンは水に溶けない物質でありますので、田んぼの中、土の中にありましても、それが水に溶けて流れていくということじゃなくて、その土地にとどまる性質を持っていますので、その土地がずっと同じ値でいくということは、やはりダイオキシンの濃度は変わっていないという理解で、新たなダイオキシンがそこに積み重なっていくという解釈にはならないというふうに思っております。

以上です。

○17番（東 勝巳君） 福島は汚染水を地下タンクにためたら、全部シートから漏れていたということで、今、全部タンクにしていますよね。清掃センターの最終処分場だって、敷いたシートが健全かどうかというのはわからんでしょう。私は福島の田んぼが高いのは、やはり最終処分場のどこからか漏れているんじゃないかという疑いを持っているんですけど。

それとこの表では、最終処分場の裏の田んぼを調査していますよね。田んぼというのは、井堰が上流にあるんですよ。だから、あの辺の裏は串木野環境

センターとは関係のない水が来ている。そこを調査したって意味がない。つまり串木野環境センターから下流のほうで取水している田んぼを検査しないと意味がないと思うんです。そして何で県河川の六六野川の周辺の田んぼの影響のあるところを調査しないで、福島の検査をしているのか。その点で私が言ったのは、もし串木野環境センターから何らかの影響で川をつたって流れてきたのであれば、福島の水田よりも生福の南側の田んぼのほうが影響が大きいんじゃないかと言ったんですけど、それは協議会で了解を得ないと測れないということだったけれど、生活環境課としてそういう疑いを持たれたときには、六六野川周辺の農地とか生福の今、32ピコグラムで一番高いところの逆のほうの田んぼとか、そういうのをやはり、協議会が何と言っても市の責任で調査をしてやっぱり安心をさせないといけないんじゃないかと思うんですけど、何で協議会に諮らんとそういう検査ができないんですか。今の串木野環境センター裏の田んぼとか、こういうのは意味がないんじゃないかと思うんですけど、どうですか。肝心なところは測っていない。

○生活環境課長（住廣和信君） 先ほど、シートの問題が出されましたけれども、串木野環境センターの最終処分場も、シートを敷いて、その上に不織布、保護マットを敷いて埋め立てを行っております。その漏れ、要するに破れたりという状況につきましては、そこから出てきます地下水がありますが、仮に破れておりますと、その地下水に影響を及ぼすということになりますので、今の串木野環境センターにおきましては、シート下の地下水というのでも測るようになっておりまして、そのデータが上がりますとシートに何らかの異常があるのではないかということになりますけれども、現在においてそのシート下の地下水においても異常は認められておりませんので、問題はないというふうに考えていいと思えます。

それと、周辺協議会の関係ですが、これは、今の串木野環境センターを設置する際に、地元の公民館長さん、それから婦人会長さん方を中心に選出していただきまして、このセンターをよりよくしていく

ための協議会ということで立ち上げております。それで、その中で、どこの土壌を測っていけばいいかという協議をしていただいて、協議会のほうでここと、ここと、ここということで測っていったほうがいいんじゃないかという形で今現在やっているわけでありまして、影響があるなし、協議会のほうでこちらのほうが必要であるということであれば、協議会のほうの総意ということで、生活環境課のほうでまたポイントを変えるということは可能だと思いますけれども、余り頻繁に変えますと、先ほどから言いますように、経年でずっとデータを取得しておりますので、それをあちこち動かすということになりますと、その経年の変化がわかりづらくなりますので、そのポイントは残しながらでやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（東 勝巳君） 時間がありませんから進めます。

どっちみち、串木野環境センターはごみを焼いて800度になるまでの間にダイオキシンが発生するわけですから、今の焼却炉そのものについてやっぱり検討をする必要があるんじゃないかと思うんですね。大体15年から20年ぐらいが稼働年数になっていて、そういう点ではそろそろ改修の時期に来ているんじゃないかと思うんですね。

私はこの前、議会のほうからですね、大分県の日田市に行ったんです。ここは生ごみ、それから家畜のふん尿、それから下水道の汚泥、こういうのを全部集めてバイオマス発電をしているんですね。これはダイオキシンは出ないし、そして、最終処分は液肥と堆肥に分けて、全部環境保全課が農業に還元をしますと、そういうシステムのごみ処理をしているんですよ。しかも、確かここのセンターは三十何億円でしたかね、建設費が要ったと思うんですけど、この日田の施設はですね、9億5,000万円できています。こういう経験に学んで、ダイオキシンが出て、今度は市来のほうに最終処分場をつくるんでしょう。二十数億円かかると言われていますけど、こんなことをしないで、こういう日田の方式みたいに、バイオマスでダイオキシンも出ない、しかも電気を

発電する、しかも事業費は格段に安いということで、こういう方式にすれば、ダイオキシンの不安やら、最終処分場にたくさんの金を使うことはないんじゃないかと私は思っているので、検討したらどうかと提案したいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 全ての面に言えることでもありますけれども、先ほどから、またいつもそうであれば、力説をしておられます自然循環型という活用をすべきだと思います。今、日田市の例をお話になりましたが、生ごみとか汚泥とかを一緒にして、それをバイオマスにして、しかも発電をするという画期的な、今、施設のお話をされましたが、今後やはり、いずれの自治体におきましても、そういった自然循環型、しかも効率のいい、自然に優しい、しかも安全、そういった方向性を全てやっぱりこれからは模索していくべきで、また、そういう形になっていくと思います。

先ほど東議員が言われましたが、今、自然エネルギーでも既に原発2基分、全国で自然エネルギーが建設されたと。本市も他市に先駆けて工業団地も太陽光、あるいは風力発電をやっておりますが、今、御提案なさいましたとおり、今後、すべからくそういう方向で進むべきだし、目指すべきだというふうに思っております。

○17番（東 勝巳君） 次は国保税の関係ですけど、国保は、ほかの医療保険に加入しない全ての住民に医療保障する制度で、現役時代、保険に入っている人も年金生活になるとみんな国保に加入します。ですから、国保は誰もが一度はお世話になる医療保険であります。この制度で、高過ぎる保険税、保険証の取り上げ、滞納制裁など、被保険者を苦しめる事態が起こっています。国保加入者の平均所得は、1999年度は240万円あったものが、2009年度には158万円に大幅に所得が減っています。一方、1人当たりの保険税は6万円から9万円に上がっています。所得は減って保険税は上がる。したがって滞納が増える。年金生活者や失業者が加入する国保は、適切な国庫負担なしには成り立たない制度であります。

国保税を高くした最大の原因は、国の予算の削減です。1984年、政府は医療費の45%に対し、国庫負

担を給付費の50%に変えました。この法改正によって、医療費でいうと45%が38.5%に削減をされた。その後、国保の事務費や保険料軽減措置など、国庫負担を次々と縮減廃止し、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1984年の50%から24.7%と、今日、半減されています。本市でも滞納者の差し押さえなど徴税強化をされているにもかかわらず、2億円を超える滞納が昨年の決算で出ています。

滞納を理由にまともな保険証を使えない被保険者は、24年度決算でも本市で321世帯、約600人前後の加入者がまともに医療保険を使えない。資格証明書や短期保険証、無保険となった人などが、医者にかかれずに重症化し、死亡する事件が全国で多発しています。死者は2010年1年間で71名になっています。全ての人に保険証を渡し、医療を保障するという国民皆保険を掘り崩す事態であります。

本市でもそうした事態が起こらないという保証はありません。現状を改善するため、本県でも国保の加入者の税負担を軽減するために、数億円単位を一般財源から国保会計に支援を行っている自治体の本県でも広がっています。本市は幸いに国保会計の中に、24年度決算で7億3,500万円余の基金を保有しています。こういう高い基金を持っている自治体は、県内ではいちき串木野市だけです。とびきりたくさん基金を持っている市であります。全県でも高い基金の保有市になっていますから、所得も伸びず、年金給付の削減が続くなら、被保険者の負担軽減のため、滞納者をなくすため、国保税の引き下げを行うべきだと考えておりますが、所見を求めます。

なお、一人1万円の国保税の減税をすると、どのくらいの財源が必要か、それもあわせて答弁ください。

○市長（田畑誠一君） 国保税につきましては、これまでたびたび答弁をしております。

平成21年度の繰越金約2億8,000万円を財源として、平成22年度から平成25年までの4年間の引き下げを実施しているところであります。1人当たり平均7.6%、6,689円、1世帯当たり平均7.6%、1万1,285円の引き下げをいたしました。平成22年度の保険税率の引き下げ時に見込んだ医療費の伸びが予

想以上に大きかったことや、保険税の収入減が大きかったことなどにより、国保税の引き上げ後の実質単年度収支で見ますと、平成22年度が1,900万円の赤字、23年度1億1,300万円の赤字、24年度9,300万円の赤字となっております。また、今年度も当初予算で約1億7,000万円の基金取り崩しを見込んでいたところであり、4年間での財源不足額が合計3億9,500万円と見込まれ、4年間での引き下げ財源とした2億8,000万円の見込みを1億1,500万円上回る見込みであります。今の国保税率のままでも、四、五年後には基金が枯渇する可能性があり、国保財政の安定的な運営をするためには、現段階では基金を財源としてのさらなる引き下げをすることはできません。

このようなことから、現在実施している生活習慣病重症化対策や、特定健診の受診率向上、ジェネリック医薬品の普及促進など、医療費の抑制を図ることで基金の取り崩しを最小限に抑えるように努め、平成25年度末において基金残高の状況や、財政運営状況、国の医療制度改正の動向等を見ながら、平成26年度以降の国保税の改正について検討を行う考えであります。

○税務課長（下迫田久男君） 市長の答弁に補足いたしますが、1人当たり1万円の減税となりますと、詳しい試算はしておりませんが、大体1億円程度は所要額が必要ではなかろうかというふうに考えております。1億円です。

以上でございます。

○17番（東 勝巳君） 24年度、去年、赤字は幾らとおっしゃったかな。

○市長（田畑誠一君） 9,300万円です。

○健康増進課長（所崎重夫君） 24年度の実質単年度収支としては、9,300万円の赤字ということになります。

以上です。

○17番（東 勝巳君） 24年度は実質収支が600幾らでしょう。それに基金取り崩しが900万円ですから、実質300万円ぐらいの赤字じゃないですか。決算資料ではそうなっていますよ。

○健康増進課長（所崎重夫君） 実質単年度収支の

ほうは、収入から支出を引きまして、それに前年度からの繰越金を、その答えからまた引きます。前年度から大体9,000万円ぐらいの繰り越しをしておりますので、それは去年の繰越金ですので、この24年度の実質の収入ではないということで、それを引きます。それと、その年の基金積立だとか、そういうのを引いたのが実質単年度収支になってきますので、赤字としては9,285万円ですので、大体9,300万円程度の赤字ということになります。

○17番（東 勝巳君） 実質収支は繰り越しも加算するの。

○健康増進課長（所崎重夫君） 実質収支といいますと、繰越金から翌年度へ繰り越すべき財源ですので、明許繰り越しとか繰り越しのそういった事項があった分を、ただ単純に差し引きますので、前年度の繰越金というのは実質収支は引かないです。

先ほど市長が説明したのは、実質単年度収支の赤字のことを言っていましたので、市長答弁のほうは9,300万円の赤字ということを答弁されました。実質収支といたしましては614万7,213円になります。

○17番（東 勝巳君） だから600何がしかの実質収支ですから、基金取り崩しが900万円でしたから、それを差し引くと、実際は300万円かそのぐらいの不足というふうになると思うんですけど。そのことを聞いているんですけど。

○健康増進課長（所崎重夫君） 24年度の収入の中で、23年度の、今言われた実質収支ですね、それが24年度の収入に入ってきます。ですから前年度から9,100万円ぐらい、23年度の、黒字じゃないんですけど、23年度から24年度に持ってきて、それも使った後が結局600万円実質収支で24年度は残りましてということになりますので、その9,000万円が税収じゃない収入で賄いましたということで、実質収支の単年度収支としては9,300万円の赤字ですよということで市長が答弁したところです。

以上です。

○17番（東 勝巳君） とにかくですね、県下の市でも基金がゼロというところもあるんですよ。何億円と一般会計からの援助をしてね。この国保会計というのは非常に低所得者が入っている保険ですから、

今、言ったように2億円も滞納があるんですからね、普通の市民税に比べてものすごく国保税の滞納は大きいんですよ。大きいということは、結局負担ができないと。保険証をもらわなくても税金を納めることができないという、そういう人が600人もいるという状況ですから、やはり将来基金がどうこうじゃなくて、今、基金が7億円あるんだから、将来は将来で考えればいいんじゃないんですか。合併当時はほとんど基金がなかったんですよ。今の加入している人たちがつくった基金ですから、今の人たちに返すべきじゃないですか。将来の人たちにその基金を残しておくことはないんじゃないかと思うんです。今、みんな苦しいんだから。そして、滞納者をなくすということが、今、大事じゃないかと思うんですけど、一般会計からの援助も含めて、そういうお考えはないのか伺います。

○市長（田畑誠一君） 端的に申し上げますと、詳しくは今から説明いたしますが、東勝巳議員がおっしゃるように、今の人たちで積み上げたお金だから、だから苦しいんだから分けたいんじゃないかというですね、これもまた一理あると思います。ただしかし、国保会計全体を見ますと、これは将来にわたってやっぱり持続可能な健全な運営をしなければいけないと思います。そういった観点で、それもございまして、もう1点はそういう点も考えるべきだというふうに思います。

それから、今、うちは7億円余り基金が、24年度決算ではあるということではありますが、国の指針としましては、実は国保の給付費の25%は常時大体確保しておきなさいという指導があります。ちなみにその25%といいますと、本市で申し上げますと7億6,700万円ということになります。そこで、答弁しますが、さっき申し上げましたとおり国民健康保険基金の趣旨というのは、インフルエンザとか突発的な疾病の流行にも備えるものであって、さっきから言いますように、国の指導では保険給付費の25%を保有すべきとされております。平成20年度からの後期高齢者医療制度等の制度改正が本市に有利に働き、平成21年度末にはほぼ目標額の基金を積み立てることができたのが主な要因にもなっております。

なお、平成22年度から基金保有をすべき25%を超える剰余金2億8,000万円を財源として、国保税率の引き下げを実施しているところであり、さきに答弁しましたとおり、現状のまま続けると、あと四、五年で基金は枯渇する可能性があります。基金保有額が25%を下回っている現時点では、国保財政の安定的な、責任を持った健全運営をしなければなりませんので、この基金を十分活用していくべきだと思います。したがって、基金制度の趣旨にそぐわないことなどを考えますと、この基金を還元することは考えてはおりません。

○17番（東 勝巳君） そんな基準で基金を積んでいる市はどこにもありませんよ。いちき串木野が7億3,000万円でしょう。その次はたしか曾於市の3億円。曾於は共産党の市長がなっておるんで、これは崩しますから、その次は2億円ぐらいじゃないですか、2番目は。だからどこも大変で、低所得者が入っているの。

一つは国の国庫支出金が半分になったという点は強く要求していただきたいんですけど、しかしやはり、現実に滞納が2億円もあって大変と、保険証をもらえない人が600人も700人もいるということを改善するためには、やはり基金も崩し、基金で足りなければ一般会計からも援助をして、そういう低所得者の健康を守ると。そうしないと皆保険の意味がないじゃないですか。検討を求めたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 国民健康保険に加入しておいの方、比較的所得に余り恵まれていない方です。おっしゃるとおりです。よく承知をしております。したがって、かねがね東勝巳議員を初め議員の皆さんから、やはり少しでも税を下げるべきだという、かねてからの主張を私どもも尊重しまして、でき得る限り、それでは平成21年度に2億8,000万円という黒字が出ましたので、そのころの医療費から換算をしたら、この2億8,000万円を全部食い潰すと言っちゃいかんですかね、この財源を4年間の財源に、つまり平たく言ったら1年間に約7,000万円ですか、ぐらい食い込んでいっても、2億8,000万円あれば、4年間は20年度までにためた基金に手をつけなくて済むということで4年間でス

タートしたんです。

ところが東勝巳議員ですね、そのつもりでしたんですけど、予想をこの4年間大きく上回って3億9,500万円ぐらい見込まれるんです。だから計画で、2億8,000万円4年間満たそうとした、それでも7億円残るといふふうに考えたんですが、この4年間で実際は2億8,000万円に1億1,500万円余計食い込んだんです。3億9,500万円になったんです。だからこのままの状況でいくと、今、持っている基金であっても、もう四、五年で基金は枯渇する、こういう状況なんですね。片方では有事に備えなきゃいけないという健康保険の健全運営を考えますと、今の状態ではとても還元することはできないということをお願いしているところでもあります。

○17番（東 勝巳君） もう市長もあと2カ月しか命ないんだから、あなたのとときにためた基金はあなたの任期中に返したほうがいいんじゃないですか。あなたが引き続き市長になるとは限らんのため。私は納得できないのでぜひ検討してですね。

7億円もあるような基金ちゅうのは本当に異常な状況で、いろいろ仲間と会いますと、何だ、いちき串木野はとみんなに言われますよ。こんな基金持つって引き下げもせんのかというふうにも言われるので、ぜひ、よければ検討いただいて引き下げを求めておきたいと思います。

最後になります。最後は農林漁業の活性化についてですが、いちき串木野市第1次総合計画、これは2007年から2016年まで10年間ですが、次のような記述があります。本市の持続的発展を支え、いきいきとしたまちを創出するためには産業の活性化が不可欠であります。また、多種多様な就業機会を確保することは、定住人口の維持、拡大のためにも重要な条件でありますと述べています。我がまちは長い歴史を通じて農林漁業を基幹産業として発展をしてきたまちであります。これからも総合計画で述べているように、産業の活性化がこのまちの発展にとって不可欠な要件だと思っています。長年にわたる農地の基盤整備、林道の建設、漁港の整備など、条件整備が進んでいます。しかし、整備されたその条件が、産業の生産と雇用、所得の倍増に活かされずに、全

体として本市の産業が衰退の一途をたどっている、深刻な事態になっていると思いますが、現状と現状打破について所見を求めます。

○市長（田畑誠一君） 基幹産業、農林漁業の活性化についてであります。本市の活性化のためには、基幹産業、農林漁業の活性化は欠かせないものがあります。これまでも、基盤整備を推進すると同時に各種の振興施策の推進を実施してまいりました。しかしながら、基幹産業、農林漁業の活性化は一朝一夕に図られるものではなく、社会経済状況が大きく変化する中、どの自治体においても容易に成果を上げられない課題の大きな一つであります。今後とも魅力ある農林水産業を目指して、農地の有効利用の促進、沿岸漁業の振興、ブランド化、後継者対策など、産業活性化のために、これまで実施してきた事業や施策を充実・改善するとともに、粘り強く進めていくことが必要であると思っております。

○17番（東 勝巳君） いろいろおっしゃることはもっともかもしれませんが、実際の状況は、衰退に歯どめがかからないと。やってることは、例えば漁業ですけど、水産課を廃止をすると。そして農政課については、今日の南日本新聞にも少し出ていますけど、政治が結局農業について、安倍内閣がもっとひどいんだけど、個人と法人と集落営農の三つの経営体に分類をして、平地で20町歩から30町歩、中山間地で10町歩から20町歩、こういう三つの経営体に農地を集約して、今、持っている以外の人全部機械も売ってはいけない、その経営体にくれるのはいいけど売ってもいけないというのが、いわゆる地域農業マスタープランの事業なんですよ。これを推進しているわけですね。こうして30町歩の経営体になったら、全国で96%の農家が排除されると。中山間地の20町歩で計算すれば、94%の農家が排除される。そんなふうになったら、ここの地域農業、いわゆる農村は壊滅しますよ。こういう極端な政策を国が進めようとしているんだけど、それを無批判にここの自治体も受け入れて説明をして計画をつくっている状況です。それではここの農業が振興するはずないですね。

林野にしましても、昔は、私なんかの若いころは、

冠岳小学校は300人、生福小学校は400人の生徒でした。子供は8人、10人は普通でしたけど、何でそんなので子育てができたのかと考えてみると、山ですよ。山が宝の山で、地域経済の支えだった。ところが今は、65%の山が荒れ放題です。イノシシと鹿の巣窟になって農業を侵しているという状況ですけど、この65%の山をどう活かすかと。宝の山に昔のように考えて活かすことが、本市の産業振興にとって重要なんだけど、ほとんど山には手をつけないという状況があります。

今度の自然エネルギーの問題でも山は大きな役割を果たしていますが、さっきも言いましたけど、高知の梶原町のように90%の山林の中で自然エネルギーの開発で活性化をやっているという町もあります。本市でも現状が、衰退がとまらない、水産課もない、農政課で言えば90%を農業から排除するような政策を無批判に受けてる。国のやることは、いいこともありますけど、やることでここが受け入れられないことはやっぱり拒否をして農業を守ると。兼業農家や中小農家も、きのうは何か3反から2反にしたらどうかという提案もあったんですけど、国がやってることは3反どころじゃない20町30町にしろという政策ですから、こういう政策で農業振興はできない。しかも、水産課もなくした。それから予算が少ない。3.8%でしょう。国はね。言うことと予算が合わないですよ。水産課もない、予算も少ない、やる気もないというか、とにかく今の状況ではどうにもならないと私は思うんですけど。もっと抜本的にやっぱり。第1次産業がここの基幹産業ですから。

例えば、漁業の問題でも、魚礁とか磯焼けを改善しただけでは、なかなか漁業はうまくない。いわゆる魚つき山林とか、山は海の恋人といわれるように、山が荒れ放題では漁業はうまくいかんのですよ。山をちゃんと管理をして、立派な腐葉土が川を通じて海に来て、そこにプランクトンが寄ってくる、そこに魚が寄ってくる。それから、農地の場合には環境保全型農業で、化学肥料を使わずに河川の生態系を守っていく。こういう農業、林業、漁業、一体的に考えて振興していかないと、魚礁や磯焼けをしたからといって漁業はうまくいかない。漁業で言うと、

今は港も整備したけど、船は出ない、釣れない、魚はいない、安い。だから魚が寄ってくるようなスケールの大きな考え方で、山も含めて農業生産も含めて、そういうやっぱり大きなスケールで考えていかないと、本市の基幹産業である農業の衰退はとまらないと思います。

市長がもし当選したらぜひ、今の政策を変えてほしいと思うんですけど、どうですか。

○市長（田畑誠一君） 一貫してずっとずっとですね、それこそ数十年、東議員、第1次産業の重要さ、本市の活性化・振興というには第1次産業が根源だというお話をいつも力説をしておられます。そういう視点に立ちまして、例えば、農業関係につきましても、この25年度の予算で申し上げますと、川南地区の基盤整備の実施に向けて取り組みを推進したい。持続可能な農業、農村、所得の上がる、魅力のある農業、農村を目指さなきゃいけない。そういった意味で、人・農地プランの作成、それから集落営農組織の拡大や話し合い活動を進めるとともに、交流人口の増大に成果を上げているグリーンツーリズム事業なども支援をしていくべきだと考えております。

また、他方、耕作放棄地がたくさんございます。この再生や、農地の有効利用の促進策として、農地利用推進委員を継続し配置をしております。また、さらにつくるだけではない、もうかる漁業じゃありませんけれども、流通面といいますか付加価値をつけるというか、そういった面にも配慮をしなければ、結果として生産者の所得は上がらない。そういったことに思いをいたして農業6次産業化を進め、所得向上を目指し、その可能性調査も実施したいと今度、予算化しております。さらにまた、新規就農者支援策として、最長5年間、毎年150万円を継続して支給する制度や、担い手農家への農地集積を促進するため、農地の貸し手へも協力金を支給する国の制度にも取り組んでまいりたいと考えております。

水産業のこともお述べにされましたが、沿岸漁業の振興策としては、議会の皆さん方のこれまでの強い要望を受けて、マダイ、ヒラメ等の魚類種苗の放流、藻場機能の維持・回復を図るための保全活動、

魚礁設置など、市単独で、本市は議会の皆さんの提言を受けて予算化をしております。また、漁村女性化企業グループへの支援等も推進をしておりますし、先ほど申し上げましたとおり、人工魚礁の設置とか稚魚放流なども単独でしております。また、新規沿岸漁業就業者支援金も創設をし、後継者の確保に努めておるところであります。遠洋マグロ漁業につきましても、先般、新聞で大きく報道していただきましたが、9年ぶりに、もうかる漁業ということでマグロ船が建造をされました。また、聞くところ来年度もまた予定をしているというお話で、大変希望が持てるんじゃないかと。加えて、後継者の皆さん方が一生懸命漁業の「薩州串木野まぐろプロジェクト」として取り組んでおられます。私たちが今年度の予算で、この皆さんに答えるため、あるいはまた、新たにマグロ水揚げ奨励金なども創設をしておりますが、いずれにいたしましても、今、国の政策の面をお話をなさいましたけど、本市の場合、農業で言いますと、やはり耕作面積が狭まうございます。そういった中でいかに特色を出すのか。他の地域にない気候とか土壌を活かした品質のよい作物を振興することが所得向上へつながるんじゃないだろうかというふうに考えているところでもあります。

果樹振興についても盛んに力を注いでおられる方がおいでであります。また、馬鈴薯とかカボチャとかレイシとかソラマメとかポンカンとかサワーポメロとか、デコポンとか、いろんな作物に取り組んでおられますし、本市の特色を活かして何とか活路を見出すべく、気力で諦めずに頑張っていくことが大事だなというふうに思っているところでもあります。

○17番（東 勝巳君） 話されていることは悪いことじゃないみたいですけど、私はこの第1次産業の問題で、例えば総合体育館、それから下塩入線、あそこは今、野元平江線ですかね。それに羽島の薩摩藩英国留学生記念館、これにそれぞれ賛成をしませんでした。その理由は、これらの事業や施設が不要不急なものと考えているわけではありません。私が反対した理由は、基幹産業が衰退の一途をたどっている中で、ここに事業やお金をつぎ込むことが、持続可能な本市の発展にとって、本市の未来にとって

重要だと考えるからであります。

例えば、アベノミクスで油が上がって、漁船は魚はとれないし、油代も出てこないというときには、やはり市が油代の援助をするとか、農家も国が今、所得補償を少し出しています。それに市も上積みをして、農家を激励するとか、いろいろそういう第1次産業に元気をつけることはできるんだけど、何しろ予算が少ない。3.8%。そして役所に言うと財源がないと言われて、何でも断られるというのが農家の意見ですけど。

だから、基幹産業が今重要と、それがしかも衰退の一途をたどって歯どめがかからないというときには、そこに事業とお金を投入するというのが、このまちの持続的な発展にとって、これは総合計画に書いてあることですけど、大事な点で、その観点が私は違うというふうに思います。見かけは道路もよくなって、体育館もできて、羽島に行けば記念館ができて、脇から見ると格好いいかも知らんですけど、実態が伴わないと。実態がきちっと地についた状況をつくらなければ、未来は、市長が言うように人が輝くことにはならんのかなと私は思っている。だから、持続可能な、本市の未来につなぐ、そういう政策のために、第1次産業にもっともっと力を入れてほしいということを申し上げておきたいとします。

今日は冒頭に、私は市長に議員をやめることは言っていないんだけど、いろいろ発言されましたので、一言ちょっと発言させてほしいと思います。

私は市長が言ったように、昭和42年初当選をして、それから今日まで46年ですか、12期、議員として務めてまいりましたが、病気入院以外は全ての議会で一般質問にも登壇をして、市民の声を届けてきたつもりです。しかし、この一般質問に登壇するのは今日がもう最後で、あと2分で終わりですけど、これが最後になります。この間、やはり市民の皆さんや同僚議員の皆さんの支えをいただき、さらには市の職員の皆さん、執行部の皆さんの御協力、御支援もいただき、何とか無事に任務を終えることができるのではないかと、今、思っています。この間、私の議員活動について御支援、御協力を賜った全ての

皆さんに心からの感謝の意を述べさせていただいて、発言を終わりたいと思います。

長い間、本当にありがとうございました。

○議長（下迫田良信君） 東議員、長い間大変お疲れさまでした。今後とも御自愛いただき、市政を見守っていただきたいと思います。

以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日はこれで散会します。
散会 午後2時47分